

文部省直轄諸学校官制による学校設置に見る 旧制下の教育政策*

坂野 鉄也
BANNO, Tetsuya

2023 年 9 月
Sep. 2023

目次

1	はじめに	1
2	文部省直轄諸学校の本格的はじまり：1891（明治 24）年勅令第 137 号	6
3	高等学校から専門学校への政策転換：1901（明治 34）年勅令第 24 号	9
4	高等諸学校増設計画のはじまり：1906（明治 39）年勅令第 41 号	14
5	高等諸学校増設計画の結果：1925（大正 14）年勅令第 6 号	20
6	戦時体制への転換：1939（昭和 13）年勅令第 586 号	32
7	おわりに	45

* 本稿は、2020～2022 年度陵水学術後援会学術調査・研究助成による研究課題「近代日本における経済学・商業教育をめぐる調査研究」の成果の一部である。

1 はじめに

1947年以前の古い学校制度において文部省直轄の高等教育機関として大学以外に設置されたものに、高等師範学校（以下、「高師」と略す）、高等商業学校（以下、「高商」と略す）、高等工業学校（以下、「高工」と略す）、高等農林学校（以下、「高農」と略す）、高等学校（以下、「高校」と略す）などがある。これらの諸学校についてその設置時期を巡って個々のカテゴリー・分野ごとに論じられたり、あるいは大学を含めた文部省が設置した高等教育機関総体として論じられることはあっても、学校種相互の関係については十分に論じられることはなかった。

これらの学校は一般に、「官立」の高等教育機関とされるものの、旧制下における「官立学校」とは法的な定義が明確におこなわれることのないまま、慣用されてきた。

1872（明治5）年から翌年にかけて示された文部省布達、いわゆる「学制」下においては、1874（明治7）年8月29日付文部省布達第22号で「官立学校」が定められた。『日本国語大辞

典』は、当該布達を用例とし、その語釈を「国家が設立し維持する学校。官立校。」としている。

しかし教育史家の田中智子は、1879（明治12）年教育令によって「学制」が廃されたことによってこの布達も廃止されたとし、「官立学校」を定めた「初の、かつ戦前唯一の法令」がなくなったと解する¹⁾。1879年教育令以降の旧制下において「官立学校」は法令で直接的に規定されることはなかったのである。

「戦前唯一の法令」において定められた「官立学校」は、「当省定額金ヲ以テ設立シ直チニ管轄スルモノ」とされ²⁾、設立資金の出所に文部省が含まれることと文部省の直轄であることがふたつの要件とされている。先にみたとおり『日本国語大辞典』においては、国家による設立と維持の二要件で語釈が示されているが、正しくは文部省の「定額金」によって設立されたものののみが「官立学校」であった。

田中が述べるように、1879年教育令によって布達が廃止されたならば、1874年文部省布達や『日本国語大辞典』で挙げられる要件を、1879年教育令以降の「官立」の語に適應することはできない。そのため、田中が指摘するよ

1) 田中智子 「「官立学校」の輪郭——近代日本教育制度形成期における概念とその周縁」『人文学報』第99号、2010年12月、35および36頁。<http://hdl.handle.net/2433/134543> アクセス日：2023年4月29日

2) 田中 「「官立学校」の輪郭」、35頁。1874（明治7）年8月29日付「文部省布達第22号」内閣官報局『明治七年 法令全書』1889年、1171-1172頁。国立国会図書館デジタルコレクション（以下、「NDLDC」と略す）<https://dl.ndl.go.jp/pid/787954/1/658> アクセス日：2023年5月2日

3) 『官報』（1883年7月2日付第1号～）における「官立」の初出は、1883年6月16日付の山形縣からの伺にある「官立師範学校」の語である。1883年7月5日付『官報』第4号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943208/1/2> アクセス日：2023年8月21日。また「官立学校」の初出は、1883（明治16）年文部省達第8号である。「當省直轄官立学校」の語が見られる。1883年11月2日付『官報』第106号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943310/1/2> アクセス日：2023年8月21日。またそれ以前にも「栃木縣第一中學校給費規則」に「大學又ハ官立専門學校」の文言が見られる。1883年7月23日付『官報』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943223/1/6> アクセス日：2023年8月21日。これらの用例から分かるのは、文部省の設置した東京師範学校（後の「高等師範学校」）を府県立師範学校と区別する場合に「官立師範学校」という名辞が使用されること、「官立学校」には文部省直轄のものとしてでないものがあるということである。後者については、1884年太政官布達第18号別冊「徴兵事務條令」の第百三十三條に「徴兵令第十八條第三項ニ掲ケタル官立大學校ニ準スル官立學校」として「工部大學校」「農商務省駒場札幌農學校」「司法省法學校」が挙げられていることから明らかである。1884年7月19日付『官報』第317号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943521/1/18> アクセス日：2023年8月21日。なお、1886年には文部省により「同省所轄學校及各省所轄學校一覽表」が作成されそれを「官立學校表」と呼んでいることが分かる。1887年5月5日付『官報』第1152号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944386/1/5> アクセス日：2023年8

うに徴兵令を含めた種々の法令に登場する「官立」の用語は明確な法源も定義も欠いている³⁾。それだけでなく、研究者による使用も明確な定義や法源・史料が示されることなく慣用されているに過ぎないこととなる。

そこで本稿ではまず、「文部省直轄諸学校官制」を法源として、そこに明記された学校を狭義の「官立学校」と捉える。すなわち、「官立学校」とは文部省が明確な設置の主体であるかは問わず、文部省が直轄する学校として「官制」を定めた学校とする。

この定義であれば、山口高等中学校の事例にも妥当する。藩校に始原を持ち、高等中学校となる時点では地方税も用いて防長教育会によって運営されていた学校は、1886（明治19）年4月9日付勅令第16号「諸学校通則」の第一条に基づき⁴⁾、文部省の管理下に置かれた⁵⁾。文部省が直轄すること、すなわち「文部省直轄諸

学校官制」に記されることをもって「官立学校」と定義することによって、山口高等中学校はその設置や維持の主体や資金の出所とは無関係に「官立学校」と位置づけることが可能となる。

そのうえで本稿は、文部省直轄諸学校官制の変遷を逐うことによって文部省直轄の学校種間の関係についてそのそれぞれに含まれる学校の設置数の変化について論じる。そこでは、1903（明治36）年3月26年勅令第61号「専門学校令」（同年4月1日施行）の制定に合わせて同日付で改正された「実業学校令」（同年4月1日施行）において「実業専門学校」とされた高商、高工、高農の関係だけでなく、高校やそこから分離した医学専門学校（以下、医専と略す）等の諸学校を含めた関係を見る。それは、文部省による高等教育政策の変化を検討する上でひとつの方法と考えるためである。

学校種ごとの設置数の比較には山田浩之の

月21日。1894年12月31日調による文部大臣官房文書課作成の『諸官立学校表 附北海道廳』がNDLDCに収録されている。<https://dl.ndl.go.jp/pid/812813> アクセス日：2023年8月21日。そこには、以下の学校が記されている。

【宮内省】学習院・華族女学校

【陸軍省】陸軍大学校・陸軍砲工学校・陸軍士官学校・陸軍幼年学校・陸軍戸山学校・陸軍乗馬学校・陸軍砲兵射撃学校・要塞砲兵幹部練習所・陸軍経理学校・陸軍軍医学校・陸軍獣医学校・陸軍教導団・陸軍砲兵工科学舎・陸軍被服工長学舎・陸軍軍楽学舎・陸軍測量部修技所

【海軍省】海軍大学校・海軍兵学校・海軍機関学校・海軍砲術練習所・海軍水雷術練習所

【通信省】東京商船学校・同大阪分校・同函館分校・東京郵便電信学校

【北海道庁】札幌農学校

【文部省】帝国大学・高等師範学校・女子高等師範学校・高等商業学校・第一高等学校・第二高等学校・第三高等学校・第四高等学校・第五高等学校・山口高等学校・鹿児島高等中学造士館・東京工業学校・工業教員養成所・東京美術学校・東京盲啞学校

NDLDCには文部省による当該年以外の『諸官立学校表』はないものの、『日本帝國第十七統計年鑑』（1897年12月31日調、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9547853/1/67> アクセス日：2023年8月26日）『日本帝國第十八統計年鑑』（1898年12月31日調、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9547854/1/68> アクセス日：2023年8月26日）『日本帝國第十九統計年鑑』（1899年12月31日調、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9547855/1/66> アクセス日：2023年8月26日）にある「教育」には「官立諸学校」の表があり、同様に、文部省直轄以外のものも含めた学校がリスト化されている。

⁴⁾ 1886（明治19）年4月10日付『官報』第829号、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944042/1/3> アクセス日：2023年5月2日。以降、勅令・省令等についてはその条文等において施行日が明記されている場合には勅令・省令等の番号の後に（ ）を付して（○年△月□日施行）あるいは（公布日施行）という形式で施行日を示す。しかし、この勅令のように勅令内で施行日が記されていないものについては、『官報』が発行された日＝公布日が施行日と考えられるが特記をしない。

⁵⁾ 1886（明治19）年11月20付文部省告示第2号、1886（明治19）年11月20日付『官報』第1019号、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944253/1/1> アクセス日：2023年5月2日

論稿における言及があり、これが既存の研究における課題を明確に示しているように思われる⁶⁾。山田は、明治後期における高商を「高等工業学校などと比べると設置が遅れ、また機関数もごくわずかでしかなかった」と記す。山田がここで述べる「高等商業学校」や「高等工業学校」とは文部省直轄の高商と高工と判断できるが、山田はこのうち 1935 (昭和 10) 年にかけて、私立も含め高商が数を増やしていくこと、高工が文部省直轄学校がほとんどであったのに対し、高商は私立も多かったという形で高商と高工との特徴を示していく⁷⁾。こうしたイメージは、旧制下の時期全体を見渡したときには適切であるとしても、少なくとも明治後期に就いて言えば、その状況を的確に表しているとはいえない。

明治の終わり 1912 (明治 45 / 大正元) 年末時点において文部省直轄の高工は 7 校 (私立の明治専門学校 (1907 (明治 40) 年 7 月 24 日付文部省告示第 204 号によって 1909 (明治 42) 年 4 月より開校認可⁸⁾) を加えると 8 校) であるのに対し、文部省直轄の高商は 5 校 (大坂市立高等商業学校や私立の高千穂高等商業学校 (1912 (明治 45) 年 5 月 9 日付文部省告示第 144 号によって 1914 (「明治 47」) 年 4 月より開校認可⁹⁾) を加えれば 7 校) であり、少なく

とも相対的な「遅れ」はなく「ごくわずか」とも言えない。

学校種ごとの設置数はそれをどの時点で捉えるのかによって異なる。その推移を捉えることで初めて旧制下の通史的な傾向が見えるはずである。

ある時点の学校種毎の設置数を比較する場合、その設置時期、学校の起点が問題になるはずだが、山田の論稿ではそれも論じられていない。

現存する高等教育機関やその部局がその起点をいつとするのか。それはさまざまに示されることになる。たとえば東京大学の公式 X (旧 Twitter) アカウントのポストによれば、現在の東京大学では法・文・理・医・工・農・経済の 7 学部の起点を 1919 年 2 月 6 日付勅令第 12 号「帝國大學令」改正 (同年 4 月 1 日施行)¹⁰⁾ に置いていることが示唆されている¹¹⁾。これがどの程度歴史的に妥当であるのかはさておき、各々の機関が自らの起点をいつに置くのかは統一した基準があるわけではない。

たとえば高商に限定しても、それは一様ではない。それぞれの高商の学校一覧には必ず沿革 (略・概要) が記載されており、学校一覧の発行時点において自らの起点をいつに置いていたのかはその記述から確認することができる。とは

⁶⁾ 山田浩之「高等商業学校におけるビジネスマン養成—戦前期日本の地方都市における高等教育機関の社会的機能—」望田幸男・広田照幸編『叢書・比較教育社会史 実業世界の教育社会史』昭和堂、2004 年、113-140 頁。

⁷⁾ 山田「高等商業学校におけるビジネスマン養成」、115 頁。

⁸⁾ 1907 (明治 40) 年 7 月 24 日付『官報』第 7220 号、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2950566/1/2> アクセス日：2023 年 5 月 2 日

⁹⁾ 1912 (明治 45) 年 5 月 9 日付『官報』第 8664 号、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2952021/1/2> アクセス日：2023 年 5 月 2 日

¹⁰⁾ 1919 年 2 月 7 日付『官報』第 1953 号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954067/1/2> アクセス日：2023 年 8 月 9 日

¹¹⁾ @UTokyo_News (東京大学|UTokyo)「103 年前の今日。1919 年 2 月 7 日に帝国大学令が改正されました。〇〇大学△△学部と呼ぶのはこのときからです。東京帝大には法・医・工・文・理・農の各学部が置かれ、経済学部が新設されました。現在は教養・教育・薬を加えた 10 学部です。#今日は何の日 #東大」X (旧 Twitter), 2022 年 2 月 16 日 06:00、https://twitter.com/UTokyo_News/status/1490430177209466885 アクセス日：2023 年 4 月 29 日

いえ、各校の記載は種々である。

文部省直轄による最初の高商となった東京高商は、その起点を1875（明治8）年8月に置く。学校一覧の沿革略には、次のように記載されている。

本校ハ明治十八年九月始メテ今ノ地ニ開設スト雖ドモ〔原文では合略仮名〕其之ヲ創立セシハ實ニ明治八年ニ在リ而シテ其間興廢沿革記スベキ者甚タ多シ今其要ヲ摘ミ之ヲ左ニ擧ゲ

明治八年八月森有禮創メテ商法講習所ヲ東京尾張町ニ假設ス是則チ本校ノ濫觴ナリ¹²⁾

（〔 〕内は筆者による。）

第二の文部省直轄高商である神戸高商では、1902（明治35）年3月27日付勅令第98号「文部省直轄諸學校官制」改正（同年4月1日施行）をもって¹³⁾、その設置が決まったと記す¹⁴⁾。

以降に文部省によって設置される高商は、神戸高商のように「文部省直轄諸學校官制」に加

えられた時点から記述をはじめめるものもあれば、それ以外の事項の記載から始めるものもある。前者には長崎・彦根・横浜・高岡、後者には、山口・小樽・名古屋・福島・大分・和歌山・高松の各高商が当てはまる¹⁵⁾。

後者の場合はさらに、そのはじまりとして記される内容が前身校の有無によって二つにわけられる。たとえば、前身校がある山口高商では、前身校に関する記述から書き起こされる¹⁶⁾。それに対し、前身校を持たない小樽・名古屋・福島・大分・高松では、文部省・政府による高商増設意向・決定とそれに応ずる地域（自治体・関係者）から寄附という流れで沿革（略・概要）が書きはじめられる。たとえば、小樽高商の場合は以下のとおりである。

明治四十年文部省ハ高等商業學校増設ノ必要ヲ認メ第五高等商業學校ノ費用ヲ第二十四回帝國議會ニ要求シ之カ設立ニ着手スルヤ小樽區ハ敷地並ニ創立費貳拾萬圓ヲ献納セリ於茲ニ本校ヲ小樽ニ設置スルコトニ決シ明治四十一年五月十日敷地地均ニ着手シ同年十月七日校舍建築ノ工事ニ着手ス校地ハ即チ小樽區西端

¹²⁾ 『高等商業學校一覧』明治20年、1丁。https://hdl.handle.net/10086/47486 アクセス日：2023年4月29日

¹³⁾ 1902年3月28日付『官報』第5616号号外NDLDC https://dl.ndl.go.jp/pid/2948919/1/17 アクセス日：2023年8月7日

¹⁴⁾ 『自明治三十六年四月至明治三十七年三月 神戸高等商業學校一覧』NDLDC https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/812762 アクセス日：2023年4月29日

¹⁵⁾ 以降の記述も含め学校一覧における沿革（略・概要）の記述については、NDLDC所収の各校学校一覧の年次の最も古いものを参照した。沿革（略・概要）といえども、学校一覧の発行時によって記述が異なることがあるため、設置時期もしくはそれになるべく近い時期において考えられていた学校の始原を見ることとした。

¹⁶⁾ 「山口高等商業學校ハ其源ヲ鴻城明倫館ニ發セリ」『山口高等商業學校一覧自明治三十八年至明治三十九年』NDLDC urlhttps://dl.ndl.go.jp/pid/813414 アクセス日：2023年4月29日

¹⁷⁾ 『小樽高等商業學校一覧 自大正六年至大正七年』NDLDC https://dl.ndl.go.jp/pid/941140 アクセス日：2023年4月29日。ただし、後述するように帝國議會において第五高商小樽の名は、第23回帝國議會ですでに示されている。なお和歌山高商の例では、帝國議會において創設費が協賛されたことのみが記され、地域・個人からの寄附については触れられていない。「大正八年第四十一回帝國議會ニ於テ新設諸校ノ創設トシテ協賛ヲ經タルモノノ中第十高等商業學校（本校）ニ屬スルモノハ大正八、九、十、十一年度繼續費トシテ總額八十三萬三千百圓ナリ」『和歌山高商商業學校一覧 第一年度（自大正十二年四月至大正十三年三月）』NDLDC https://dl.ndl.go.jp/pid/941160 アクセス日：2023年4月29日

ノ山腹ニ位シ東方市街ヲ隔テ、小樽港ヲ望ム¹⁷⁾。

学校毎に、自らの起点の基準が異なっている状況では、ある時点における学校種の設置数の違いを論じることは難しいため、ここでも「文部省直轄諸学校官制」が有効となる。この官制に追記された時点をそれぞれの学校の起点、公式の設置時期とする。

小樽高商の例に示されるように、土地や費用の寄附が正式におこなわれるのは予算が帝国議会において協賛されることが契機となる。しかし、土地の選定や寄附の計画はそれ以前からおこなわれていたことが推察される。学校創設の動きは予算決定に先行する。したがって、「文部省直轄諸学校官制」が改正され新たに学校名が書き加えられる時点どころか、予算が付く以前から学校創設は動き出しているとも言えるし、設置される場所ではそれに先立つ誘致活動もある。

しかし、学校は土地を含めたモノのみならず、想定される学ぶヒトが存在し、その人々に教えるヒトが整って初めて成立すると考える。予算措置がおこなわれ、あるいは寄附によって

モノが整えられることを前提に、教えるヒト、すなわち校長を含めた教職員を規定する「官制」に追記されることをもって、「学校の始動」とすることは有意であろう¹⁸⁾。

とはいえこれでは、公私立学校を射程に入れられないという課題は残る。また「文部省直轄諸学校官制」を基準として「官立学校」を定義すると、「外地」に設置された総督府等の設置した諸学校は「文部省直轄」ではないため、「官立学校」から除外されてしまうという課題もある¹⁹⁾。

しかしながら、文部省直轄諸学校を学校種ごとに比較することには、旧制下における国家の、文部省を通した高等教育政策の動向とその評価をおこなうことを目指す上での第一歩となることは間違いない。「文部省直轄諸学校官制」の改正は国家の高等教育政策の大勢を直接的に反映し、それが外地をふくめた官公私立の学校へと波及すると仮定することは可能であろう²⁰⁾。

まず最初は、1891（明治24）年勅令第137号によって、従前は学校種毎に定められていた官制が通則という形で制定されたときに着目す

¹⁸⁾ 文部省直轄学校の職員定員については、「文部省直轄諸学校官制」と同時に別の勅令で定められる。後述する最初の通則となる「文部省直轄諸学校官制」、1891（明治24）年7月24日付勅令第137号（同年8月16日施行、1891年7月27日付『官報』第2422号号外NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945684/1/25> アクセス日：2023年8月27日）が定められた際には、高等学校の書記人数については同勅令内で定められ、教官については同日付勅令第141号によって「文部省直轄諸学校教官ノ人員ニ関スル件」（同上『官報』第2422号号外NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945684/1/26> アクセス日：2023年8月27日）が定められている。文部省直轄諸学校官制の最初の改正時、1893年8月24日付勅令第86号（同年9月11日付施行、1893年8月25日付『官報』第3048号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946312/1/1> アクセス日：2023年8月27日）には、同日付勅令第87号「文部省直轄諸学校職員定員」（同年9月11日施行、1893年8月25日付『官報』第3048号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946312/1/2> アクセス日：2023年8月27日）として教官・書記ともに勅令で定められることになる。以降は、官制改正によって学校が追記されるたびに、追記された学校の職員定員も定められていく。なお、官制改正時以外にも職員定員のみが改正されることもある。

¹⁹⁾ 外地に設置された学校のうち、勅令によって官制が定められた学校は、「文部省直轄諸学校官制」外で独自の官制をもつ「大學」（外地を含む）と同様であり、「官立学校」から除外することは適切ではない。また、阿部安成による「一九世紀後半から二〇世紀前半の高商を考えると、台北、台南、京城、大連をはずしては適切な考察はできない」という指摘（阿部安成「高商歴史——その史料と研究」『研究紀要』（滋賀大学経済学部附属史料館）第56号、2023年3月、3頁。）も十分に理解できる。

²⁰⁾ 外地を含めた官公私立の高等教育機関総体を視野に入れた議論は、次稿以降の課題としたい。

る。つまり、同じ基準での、学校種毎の比較のスタートとなるのはこの時点である。

次に高校から医学部が切り離され、医学専門学校となり、高校が帝国大学の予備（予科）教育機関化されることになる1901（明治34）年勅令第24号およびその結果受けた翌年の改正の時点を抑える。高校からの専門教育の切り離しは、1906（明治39）年勅令第41号による改正により第五高等学校工学部が熊本高等工業学校となることによって完成する。

高校の予備（予科）教育機関化の完成は、高等教育機関拡充期の始まりでもあった。一般的に、原敬内閣期（1918（大正7）年～1921年）が注目されるが、それに先行し、第一次西園寺公望内閣（1906（明治39）年～1908年）の時期に高等教育機関増設計画が始まっていたとみることができる。奈良の女高師、鹿児島の高農、小樽の高商、新潟の医専、米沢の高工、こうした学校設置のための予算が組まれたのは第一次西園寺内閣が予算編成にあたった第23回帝国議会である。

また原内閣の直前、寺内正毅内閣期（1916（大正5）年～1918年）には、高校の増設、いわゆる「ネームスクール」と呼ばれる地名を冠した高校の設置があり、その最初は1919（大正8）年4月14日付勅令第112号による文部省直轄諸学校官制改正である。高等教育機関拡充期はこれらを含めて捉えられるべきであろう。

拡充期の終端は、原内閣期の「高等諸学校創設及擴張計畫」にあった学校のうちの最後、熊本薬学専門学校が設置された1925（大正14）年1月31日付勅令第6号による改正となる。

「高等諸学校創設及擴張計畫」は、繰り返される戦争を経て日本という国家が経済的に発

展していくなかで生まれた「学制改革問題」を解決することを目指す動きであることは確かであった。中学校卒業生が増えるなかでその進路が問題になったのである。それが高校設置数の増加をもたらしたが、時代状況を反映し、高校以外の学校種、とくに高工、高商の増設ももたらした。

ところが1930年代に入ると、文部省へ移管される学校種や設置される学校種に変化が起こり始める。日中戦争が始まり、長期化するなかで教育政策の転換が浮き彫りになってくる。

そして、1944（昭和19）年3月28日付勅令第165号による改正で高商が経営専門学校等という形で、高商・高工・高農が専門学校へと転換させられる。しかし、その前年1943（昭和18）年3月23日付勅令第163号による改正で道府県立師範学校が「官立移管」される。これらは教育における戦時体制と捉えられるが、その動きは1930年代には始まっていたのである。

2 文部省直轄諸学校の本格的 はじまり：1891（明治24） 年勅令第137号

文部省直轄学校の官制が個々の学校種ごとではなく、通則として最初に公布されたのは、1891（明治24）年7月24日付勅令第137号（同年8月16日施行）である²¹⁾。第一条で文部省直轄学校名（高等学校については個々の学校名ではなく総称として「高等中學校」とのみ表記）とそれらに共通して置かれる官職とその官吏区分（奏任・判任の別）が、学校種を超えてはじめて統一的に示されることになる。以後

²¹⁾ 1891（明治24）年7月27日付『官報』第2422号号外NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945684/1/24>
アクセス日：2023年8月27日。

に改正される官制では第一条で文部省直轄諸学校の定義からはじめられており、これとは性格の異なるものの、ここに文部省直轄学校に対して同一の体制が敷かれること、つまり通則という性格を読みとることができる²²⁾。

なお、「文部省直轄諸学校官制」という名辞そのものは、前年の1890（明治23）年10月14日付勅令第233号にも見られるが、ひとつの勅令のなかで「高等師範学校官制」「女子高等師範学校官制」「高等中学校官制」「高等商業学校官制」「東京工業学校官制」「東京美術学校」「東京音楽学校官制」「東京盲啞学校官制」と分けて記述されており、通則とはなっていない²³⁾。

1891年勅令第137号において通則の対象となった学校は、以下の14校である。

- ・高等師範学校
- ・女子高等師範学校
- ・高等商業学校
- ・第一高等中学校
- ・第二高等中学校
- ・第三高等中学校
- ・第四高等中学校
- ・第五高等中学校

- ・山口高等中学校
- ・鹿児島高等中学造士館
- ・東京工業学校
- ・東京美術学校
- ・東京音楽学校
- ・東京盲啞学校

高等中学校とは、1894（明治27）年6月23日付勅令第75号（同年9月11日施行）²⁴⁾、いわゆる「第一次高等学校令」によって高校となる学校であり、1918（大正7）年勅令第389号（1919年4月1日施行）、いわゆる「第二次高等学校令」により「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」ための機関と位置づけられるまで²⁵⁾、本科においては高等普通教育、帝国大学進学のための予備（予科）教育とともに、附設した学部においては専門教育をおこなう学校であった²⁶⁾。

1891年時点での文部省直轄諸学校は、高師2、高商1、高等中学校7、その他4となる。ただし、10年後の1901（明治34）年5月10日付勅令第99号によって、東京工業学校は東京高等工業学校に改称するため²⁷⁾、その他4のうちの東京工業学校について、高工1と数えてもよいであろう。

²²⁾ ただし、高師が文理科大学に附属されることになる1929（昭和4）年からは高師については「高等師範学校官制」として再分離される。1929年4月1日付勅令第37号「官立文理科大学官制」（公布日施行）および同日付勅令第39号「高等師範学校官制」（公布日施行）1929年4月1日付『官報』第674号号外 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957140/1/35> アクセス日：2023年8月21日

²³⁾ 1890（明治23）年10月15日付『官報』第2190号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945443/1/1> アクセス日：2023年5月3日。ただし、これ以前にも通則的な学校官制は存在した。1886（明治19）年にいわゆる諸学校令が出されたのち、「中学校令」「師範学校令」に基づいて「高等中学校」「高等師範学校」が置かれるにあたって同年4月29日付勅令第35号で「高等師範学校高等中学校東京商業学校官制」が制定されている。1886（明治19）年4月30日付『官報』第846号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944059/1/1> アクセス日：2023年5月3日。とはいえ、同年7月22日付勅令第56号で「東京農林学校官制」（1886年7月23日付『官報』第918号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944139/1/1> アクセス日：2023年5月3日）が定められるなど、学校が設置されると改正ではなく、新設校のための官制が新たに作られるという形がとられていた。

²⁴⁾ 1894年6月25日付『官報』第3295号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946560/1/2> アクセス日：2023年8月7日

²⁵⁾ 1918年12月6日付『官報』第1903号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954017/1/2> アクセス日：2023年8月7日

²⁶⁾ 詳しくは、第5章において論じる。

²⁷⁾ 1901年5月11日付『官報』第5354号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948652/1/1> アクセス日：2023年8月7日

これを人材養成という観点で言えば、師範学校の教員養成をも担う高等師範学校が男子向け1、女子向け1、商業と工業の高度専門人材養成校がそれぞれ1、高等中学校に附属する医師養成機関5・法律家養成機関1、音楽・美術の人材養成校がそれぞれ1と、障がい者向けの学校がひとつあった。

その後、1901（明治34）年勅令第24号による文部省直轄諸学校官制改正までの間に²⁸⁾、1893年6月28日付勅令第62号（同年9月11日施行）により東京音楽学校が一旦、高等師範学校附属となるものの²⁹⁾、1899（明治32）年4月4日付勅令第116号により「高等師範学校附属音楽学校」の名称が「東京音楽学校」と改められ、同日付勅令第117号による改正によって再度、その名が追記される³⁰⁾。

また1896（明治29）年5月18日付勅令第226号による改正で大坂（高等）工業学校が³¹⁾、翌1897年4月22日付勅令第108号による改正で高等商業学校附属外国語学校が設置され³²⁾、先述の1899年勅令第116号で東京音楽学校とともに改称の上、同年勅令第117号による改正で東京外国語学校として独立する。さらに従前

は通則外となっていた札幌農学校も同改正で追加され、文部省直轄学校に加えられた。

1894年には高等学校令により高等中学校が高校となり³³⁾、第三高等学校に医・法学部に加え、工学部が設置され、第五高等学校にも工学部が設置された³⁴⁾。さらに、1900年3月29日付改正（同年4月1日施行）で第六高等学校が追加される一方³⁵⁾、その約3年半前の1896年9月2日付勅令第298号による改正で鹿児島高等中学校造士館が削除された³⁶⁾。

そのため、1901年勅令第24号の直前までに高師2、高商1は全く変わらず、高等（中）学校7、高工2、高農1、その他4（美術・音楽・外国語・盲啞）となった。ただし、その地理的分布はいびつなものであった。高等（中）学校は全国に分布しているものの、高師・高商・その他4は東京のみ、高工は東京と大阪、高農は札幌であり、東京には17校中9校が集中していた。

²⁸⁾ 1901年4月1日付『官報』第5320号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948617/1/1> アクセス日：2023年8月7日

²⁹⁾ 1893年6月29日付『官報』第2999号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946263/1/1> アクセス日：2023年4月29日

³⁰⁾ いずれも1899年4月5日付『官報』第4724号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948015/1/1> アクセス日：2023年4月29日

³¹⁾ 1896年5月19日付『官報』第3864号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947144/1/1> アクセス日：2023年8月7日

³²⁾ 1897年4月27日付『官報』第4142号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947429/1/2> アクセス日：2023年8月7日

³³⁾ 1894年6月23日勅令第75号（同年9月11日施行）1894年6月25日付『官報』第3295号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946560/1/2> アクセス日：2023年7月6日

³⁴⁾ 1897年4月17日付文部省令第3号（同年9月11日施行）同日付『官報』第4134号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947421/1/2> アクセス日：2023年8月7日

³⁵⁾ 1900年3月30日付『官報』第5020号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948313/1/2> アクセス日：2023年4月29日

³⁶⁾ 1896年9月3日付『官報』第3956号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947236/1/1> アクセス日：2023年8月7日

3 高等学校から専門学校への 政策転換：1901（明治 34） 年勅令第 24 号

1901 年 3 月 31 日付勅令第 24 号による文部省直轄諸学校官制の改正は、高等学校が予備教育機関化、すなわち帝国大学へ入学するための大学予科のみとなる道の始まりであり、第一から第五高等学校にあった医学部がそれぞれ独立した医学専門学校となるという点で画期となった³⁷⁾。そしてその 2 年後、1903 年の専門学校令および実業学校令の改正により、医学専門学校を含む「専門学校」と、高商などの「実業専門学校」という新しい学校系統が誕生することになる。

1901 年勅令第 24 号の改正ではまた、第六高等学校の次に、第七高等学校造士館と山口高等学校とが追記された。これにより高等学校は 8 校となった。

第七高等学校造士館は 1896 年に県に移管され尋常中学校となり、同年勅令第 298 号で削除された鹿児島高等中学校造士館が、高等学校として復活したものである。

また山口高等学校は、「第一次高等学校令」の前年 1893 年 8 月 24 日付勅令第 86 号（同年 9 月 11 日施行）による改正で鹿児島高等中学造士館とともに文部省直轄諸学校のリストから除外されたものの、同勅令第一条に「諸学校通則第一条ニ依リ文部大臣ノ管理ニ屬スル高等中学

校ハ山口高等中学校及鹿児島高等中学校造士館トシ總テ此ノ官制ノ規程ニ依ラシム」とされていたが³⁸⁾、完全に文部省に移管されることで改めて文部省直轄諸学校に追記された。

これら高等学校 8 校の後に追記されたのは、千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の医学専門学校である。如上のとおり、第一から第五高等学校の医学部が分離されたものである。仙台や金沢のように高等学校と同じ敷地内に医学部があるもの以外の 3 校、すなわち千葉・岡山・長崎は高等学校本部所在地であるそれぞれ東京、京都、熊本から離れた土地に設置された医学部であった³⁹⁾。

高校からの医学部分離について、毎年度の学事について記述する文部省年報の当該年度版『日本帝國文部省第二十九年報 自明治三十四年至明治三十五年』には、以下の記述がある。

醫學専門學校ハ從來高等學校醫學部トシテ存立シタルモノニシテ〔中略〕改稱セシニ過キス之ニ加フルニ千葉、岡山、長崎ノ三醫學専門學校ハ元ヨリ高等學校本部ト其ノ所在ヲ異ニシ仙臺、金澤ノ兩醫學専門學校ハ其ノ校地ヲ一ニシ又二三ノ建物ヲ共用スト雖其ノ教室ノ如キハ全ク之ヲ別ニシ従前既ニ分離ノ實ヲ呈シタリシヲ以テ又彼是轉移交錯スルカ如キ煩擾アルコトナシ是故ニ特ニ創設ニ關シ記述スヘキモノナク唯校名ノ改稱ニ伴ヒ僅ニ改更シタルモノアリシノミナリ

³⁷⁾ 同時に、第三高等学校法学部および工学部が廃止された。1901 年 4 月 1 日付文部省令第 8 号（同日施行）1901 年 4 月 1 日付『官報』第 5320 号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948617/1/3> アクセス日：2023 年 8 月 25 日

³⁸⁾ 1893 年 8 月 25 日付『官報』第 3048 号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946312> アクセス日：2023 年 8 月 7 日

³⁹⁾ 第三高等中学校医学部の岡山設置の経緯については、田中智子の以下の論稿がある。田中智子「〈論説〉地域における「官立学校」の成立：高等中学校医学部の岡山県下設置問題」『史林』第 92 巻 6 号、2009 年 11 月、1-30 頁。
https://doi.org/10.14989/shirin_92_955

従前から別々の学校と同じであったので、それらを分離したに過ぎないとしている。

ただし専門教育の一つである医学教育が、元々別のものであったに等しいとはいえ、明確に予備（予科）教育を担う高等学校と分離された点は大きな変化である。じっさい、前年度1900（明治33）年度の『日本帝國文部省第二十八年報』には記載がないものの⁴⁰⁾、1902年5月16日付『官報』に掲載された「文部省年報摘要」「省務提要」の「總説」においては、「豫備教育ト専門教育トノ區別ヲ明ニシテ各々完全ナル發達ヲ遂ケシムルコト、爲セリ」との文言がある⁴¹⁾。

高等学校医学部の分離が構想されたのがいつのことかは定かではないものの、1901年の文部省直轄諸学校官制改正より2年前の1899年には、文部大臣の諮問機関として1896（明治29）年に設置された高等教育会議に専門学校に関する諮問がおこなわれている。その諮問を受けて、「高等學校醫學部ヲ獨立ト爲スノ建議案」が高等教育会議の第三回会議において可決されている。

建議案の提出理由には、高校の一部としていたのは「土地ノ狀況竝ニ經濟上ノ都合ニ依」るものであったが、時間経過を経て「其ノ狀況ヲ一變シ所在地ノ狀況ハ醫學部ノ獨立ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナク又經濟ノ如キモ實際ニ於テハ本部ト醫學部トハ區別アルヲ以テ之ヲ分離セ

シムルモ別ニ差支ナキノミナラス學科ノ性質上強テ之ヲ同一管理ノ下ニ置クトキハ却テ不便多クシテ教育上得策ニアラサルカ故ニ速ニ分離獨立セシムルノ至當ナルヲ信ス」と記される⁴²⁾。つまり、外部状況の点において大学予科と医学部とがいっしょである理由がなくなったこと、元来、学問の性質が異なるため不便が多く、教育上適切ではないことが根拠となるというのである。

医学部の高校からの分離は、ひとつの教育政策の破綻を意味する。高校の前身である高等中学校を最初に定めたのは1886（明治19）年中学校令であり、その第三条では「高等中學校ハ法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」という方針が示されていた。つまり、官僚養成を担う帝国大学への予備（予科）教育をおこなうだけでなく、国家にとって必要とされる高度の技芸を教育する完成教育としての専門教育をひとつの学校において展開するという方針の破綻である⁴³⁾。

この方針は、すでに早い段階で矛盾が指摘されるものであった。医師・医学教育者で衆議院議員であり高等教育会議に「学識アル者又ハ教育事業ニ関歴アル者」として参加していた長谷川泰は⁴⁴⁾、はやくも1891（明治24）年の第2回帝國議会の衆議院予算委員会（1891年12月2日開催）において次の点を指摘する。地方税によって維持されていた府県立医学校を強制的

⁴⁰⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/809167> アクセス日：2023年5月3日

⁴¹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948960/1/5> アクセス日：2023年5月3日

⁴²⁾ 『第三回高等教育会議議事速記録』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/808681> アクセス日：2023年5月4日

⁴³⁾ 天野郁夫は高等学校令の「挫折」と評した。天野『近代日本高等教育研究』、116-117頁。

⁴⁴⁾ 平原春好「明治期における教育行政の機構と思想——諮問機関としての高等教育会議とその改革運動——」『教育学研究』第30巻1号、1963年、18頁。1897（明治30）年6月11日付『官報』第4181号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947468/1/1> および1898（明治31）年8月3日付「陸軍歩兵大佐大谷喜久蔵以下十九名高等教育会議議員被仰付ノ件」、国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/item/2658845> いずれもアクセス日：2023年5月4日

⁴⁵⁾ 「府縣立醫學校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支辯スルコトヲ得ス」という一文の勅令である。1887年10月1日付『官報』第1279号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944513/1/1> アクセス日：2023年8

に潰し（1887（明治20）年9月30日付勅令第48号⁴⁵⁾）、千葉・宮城・岡山・石川・長崎の県立医学校のみを高等中学校医学部に衣替えさせるものの、医学生が実習をおこなう病院は県立のままとするというのは矛盾した行為であったというのである⁴⁶⁾。

長谷川はこれにとどまらず、付け足し的な専門教育と、尋常科や補充科を置き尋常中学校における高等普通教育をも包含し、帝国大学への進学を前提とした予備教育を中心とする高等中学校の不要論も展開する。こうした高等中学校廃止論は長谷川のみの留まらず、初期帝国議会において少なくない見解であった⁴⁷⁾。

これに対応するひとつの形が「高等學校令（1894（明治27）年9月11日施行、同年6月25日付勅令第75号）」であり、高等の學術技芸を教授する完成教育の場としての高校への高等中学校の転換であったわけだが⁴⁸⁾、高等学校から医学部を切り離したことはその完全な放棄を意味した。

この予備（予科）教育と専門教育との分離は、1903（明治36）年に決定的となる。医学教育だけでなく外国語、美術、音楽の専門教育を切り離す専門学校令が出され、それに合わせて実業

学校令の改正がおこなわれ、高農・高商・高工も高等実業教育機関として専門学校という括りの中に置かれることになった⁴⁹⁾。専門教育と予備（予科）教育との体系的な分離である。

専門学校令第一条において「専門学校」とは「高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校」とされ、具体的な学校として、高等学校から切り離された千葉・仙台・岡山・金沢・長崎という5つの医学専門学校と東京外国語学校、東京美術学校、東京音楽学校の計8校が挙げられ、改正「實業學校令」によって札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、東京高等工業学校、大阪高等工業学校、京都高等工芸学校の計7校は「實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲ス」「實業専門学校」とされた。名称は異なるものの、実業専門学校は専門学校令の規定に従う旨が定められており、専門学校という新たなカテゴリーのもとに専門教育・高等実業教育に特化した学校群が生まれることになる。

なお直接、高等実業教育を規定しているものではないものの、実業学校令は1899年2月6日付で公布（同年4月1日施行）され⁵⁰⁾、文部省内に実業学務局が置かれることになるのは1900（明治33）年3月30日付勅令第106号に

月7日

⁴⁶⁾ 「衆議院第二回豫算委員會速記録第十一號」12-13頁。帝国議会議録検索システム <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/> アクセス日：2023年5月4日（以下、帝国議会議録についてはすべて、同システムによる）。なお、高等中学校医学部とされなかった府県立医学校のうち、1887年勅令第48号以降に存続したのは京都・大坂の府立医学校と愛知県立医学校のみである。天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989年、121頁。

⁴⁷⁾ 尾崎ムゲン「学制改革問題—その政治的意味—」本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣出版、1981年、215-218頁。

⁴⁸⁾ 「高等學校令」は第二条で「高等學校ハ専門學科ヲ教授スル所トス但帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得」と規定したし（1894年6月25日付『官報』第3295号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946560/1/2> アクセス日：2023年8月7日）、第三高等学校には大学予科を置かなかった。

⁴⁹⁾ 1903（明治36）年3月26日付勅令第61号「専門学校令」および同日付勅令第62号「實業學校令」改正 1903年3月27日付『官報』第5917号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2949222/1/2> アクセス日：2023年5月3日

⁵⁰⁾ 1899年2月7日付『官報』第4678号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947969/1/2> アクセス日：2023年5月3日

⁵¹⁾ 1900年3月31日付『官報』第5021号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948314/1/6> アクセス日：2023年5月3日。なお、1897（明治30）年10月6日付勅令第342号による文部省官制改正（1897年10月9日付『官

よる文部省官制改正時（同年4月1日施行）である⁵¹⁾。

1903年専門学校令および実業学校令改正の前年1902（明治35）年3月27日付勅令第98号において文部省直轄諸学校官制は改正されている⁵²⁾。ここでは第一条で文部省直轄諸学校27校の名称が掲げられている。その内訳は女子高等師範学校を含む高師3、札幌農学校を含む高農2、高商2、高校8、医専5、京都高等工芸学校を含む高工3、その他4（東京外国語学校・東京美術学校・東京音楽学校・東京盲啞学校）である。1901年勅令第24号直前から、広島高師、盛岡高農、神戸高商、第七高校造士館、医専5、京都高等工芸の新設があり、実業系の学校種別ごとの増加数は高農1、高商1、高工1となり、農業・商業・工業の分野ごとの増加数は同じである。

その後日露戦争前後から着々と文部省直轄の学校は増えていく。そのなかでは実業専門学校の増加が目につく。高校は1908（明治41）年勅令第68号（同年4月1日施行）による改正で最後の「ナンバーズクール」である第八高等学校が設置されるものの、次章で述べる1919（大正8）年4月14日付勅令第112号（公布日施行）による改正でネームスクールの設置が始まるまで増設停滞期に入る。八高の設置以前に、山口高校の高商への転換もあり、1減1増で数の上では総数で変化がない。

たほうで、山口高校の高商への転換を含め高商は3増、高工は五高工学部の熊本高工への転換を含め6増したものの東北帝国大学の設置に伴い仙台高工が東北帝大に取り込まれたため純増は5となった。高農は、札幌農学校が東北帝国大学農科大学に転換されて1減するものの鹿児島高農と上田蚕糸専門学校、東京高等蚕糸学校、京都高等蚕業学校が設置され4増で3校の純増となった⁵³⁾。医専では仙台医専が東北帝大に包摂され1減するものの、新潟に新たに設置されたことで総数の変化はない。

五高工学部の熊本高工への転換は、高校の大学予科化の完成であり、教育社会学者の天野郁夫もそこに政策転換があったことを指摘する。「専門学校令」案とそれに伴う「実業学校令」および「高等学校令」の改正等を諮問した第七回高等教育会議の開会にあたって、菊池大麓文相が「井上〔毅〕の構想した高等学校の理念と現実との乖離を鋭くつき、高等学校の純然たる大学予備門化と、第四・第六高等学校の工業専門学校への転換を含む実業専門学校の大幅な拡充構想を明らかにしたが、それは井上の高等学校の改革構想が、政策主体である文部省自身によって完全に放棄されたことを意味するものであった」とする⁵⁴⁾。

天野が参照した菊池文相の諮問内容の説明をつぶさに見れば、財政上の理由とともに、大学ではなく高等の実業学校＝実業専門学校、とり

報』第4283号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947570/1/1> アクセス日：2023年5月3日）で「実業教育局」が一旦、置かれるものの、翌1898年10月22日付勅令279号による改正（1898年10月22日付『官報』第4595号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947884/1/18> アクセス日：2023年5月3日）では消滅し、実業学校に関する職掌は専門学務局となっている。

⁵²⁾ 1902年3月28日付『官報号外』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948919/1/17> アクセス日：2023年5月4日

⁵³⁾ 東京高等蚕糸学校、京都高等蚕業学校はいずれも農商務省所管の蚕業講習所を前身とし、1912年6月に文部省に移管されたものである。

⁵⁴⁾ []内は引用者による。天野『近代日本高等教育研究』、118頁。なお本山幸彦は、「専門学校はその一面において、井上毅が単科大学として再編しようとした高等中学校改革の意図が、かたちをかえて実現されたもの」と評する。本山『明治国家の教育思想』、329頁。

わけ工業専門学校を増設することが急務であるという菊池の時代認識や、高等学校や大学よりも実業専門学校を優先するというあらたな教育政策が示されている⁵⁵⁾。

しかし現実には、明治の終わりには帝国大学が2つ新設されることになる。京都への帝国大学設置(1897(明治)30年6月18日付勅令第209号⁵⁶⁾)はすでにおこなわれていたが、仙台(札幌)(1907(明治40)年6月21日付勅令第236号(同年9月1日施行)⁵⁷⁾、福岡(1910(明治43)年12月21日付勅令第448号(1911年1月1日施行)⁵⁸⁾)にも新たに帝国大学が設置されるのである。

ただしこれは、いずれも古河家による寄附金に基づいたものであり、菊池や文部省の政策の表出ではなく、外部要因によるものである。実際、菊池の帝国大学の新設不要・工業専門学校設置という考えが修正されたわけではない。

そもそも九州帝国大学の端緒を開くことになる福岡医科大学の設置は、菊池が第七回高等教

育会議への諮問内容説明をおこなった1902(明治35)年11月24日に先立ち、1902年度予算を審議する第16回帝国議会(1901年12月10日～1902年3月9日)においてすでに決まっていた⁵⁹⁾。

衆議院予算委員第一分科会(内務省・文部省所管)の予算案の重要事項説明において菊池は、医科大学の設置理由としてふたつの事項をあげる。ひとつは、高校増設(第六、第七)となったため将来的に大学進学者の増加が見込まれるが、医科大学においてはすでに収容定員を超過しており、受け容れることは難しいことである。そしてもうひとつは、東京・京都の医科大学の設備や病院を拡張しても限界があることである。また医科大学の設置が「二大學増設ノ方ノ一部分モ出来ル」とも述べ、東北・九州における大学設置を既定路線とも位置づけている。

しかしながら、「實業學校ガ今日必要デアルト云フコトハ、今更申スマデモナイコトデゴザイマス、實業學校——各種程度ノ實業學校ヲ興

55) 『明治三十六年 第七回高等教育會議議事速記録』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/808682> アクセス日: 2023年5月5日。また菊池は、高等学校のうち六高(岡山)と四高(金沢)とを工業専門学校に転換する構想も示している。なおこの菊池演説については、明治から昭和を生き、教育ジャーナリストであり教育史家でもあった藤原喜代蔵も注目しており、その書に引用がある。藤原喜代蔵『今後の教育を如何にすべき乎』金港堂書籍、1923年、3-16頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/937425> アクセス日: 2023年5月26日。

56) 1897年6月22日付『官報』第4190号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947477/1/5> アクセス日: 2023年5月5日。帝国大学は文部省直轄諸学校とは異なり、その設置を謳う勅令があった。なお、京都大学のウェブサイトはその沿革を1869(明治2)年に大阪に置かれた舎密局(理化学学校)の開校からはじめるものの、2022年を「創立125周年」とし、1897年の設置を起点としている。<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/history2/history> および <https://125th.kyoto-u.ac.jp/statement/> アクセス日: 2023年5月5日

57) 1907年6月22日付『官報』第7193号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2950539/1/1> アクセス日: 2023年5月5日。なお、東北大学はそのウェブサイトの「沿革」において「創立」を1907年6月22日、つまり勅令の日付ではなく官報において公布された日としている。<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/02/about0203/> アクセス日: 2023年5月5日

58) 1910年12月22日付『官報』第8285号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951605/1/3> アクセス日: 2023年5月5日。なお、九州大学のウェブサイトはその沿革を1867(慶應3)年の賛生館からはじめる。https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/history/history_01/ アクセス日: 2023年5月5日。『九州大学百年史 第1巻:通史編I』(九州大学、2017年、3頁)は九州帝国大学の前身を京都帝国大学福岡医科大学とし、福岡医科大学が県立福岡病院をもとに創設されたこと、県立福岡病院の「淵源」を「福岡藩の医学学校である賛生館」とし、前史として書き起こしている。<https://doi.org/10.15017/1801084>

59) 『九州大学百年史 第1巻:通史編I』、109頁。

60) 「第十六回帝國議會 衆議院 豫算委員第一分科會(内務省、文部省所管)會議錄(速記)第五回」(1901年12月20日開催)、56頁。

サナケレバナラヌノデアリマス」とも続けているのである⁶⁰⁾。

菊池や文部省の姿勢は財源さえあれば、いくらでも学校の新設をおこなう前提の上で、限られた文教予算のなかで何を優先するのかと言えば、実業専門学校、とりわけ高工を先にするというものであったと見える。

菊池文相期ではないものの、東北・九州の両帝国大学に加えて、東北大学農科大学の分離・独立によって1918(大正7)年には北海道帝国大学も設置される。『近代日本大学史』を著した教育学者の寺崎昌男は、この三つの帝国大学の設置についてふたつの特徴を指摘する。まずひとつは、「それまでにすでに存在していた高等専門教育機関を母体に、あるいはそれらを改編して、先ず分科大学を設立するという手順を踏んだこと」であり、もうひとつは、「新設分科大学は、すべて理工系ないし医学系であったこと」である⁶¹⁾。前者については財源の問題が考えられ、後者については「帝国大学への政府の期待は、医・理・工系の専門教育と研究にあった」と寺崎は指摘する。

しかし菊池文相の発言を踏まえるならば、工業系の専門教育への期待が一番大きかったと考えられる。高等教育機関の設置における財源問題と工業系専門教育の優先ということは、ここにおいてもあてはまると言えるであろう。

ただし、東北・九州帝国大学の増設には政党の影響も大きい。『九州大学百年史』は、「第2節 福岡医科大学設置運動 (1) 九州東北帝国大学設置県議案」において、第13回帝国議会

(1898(明治31)年12月3日～1899年3月9日)から始まる帝国議会における帝国大学増設にかかわる建議を取りあげる。とくに星亨ほか37名の憲政党および憲政本党議員による「九州東北帝国大学設置建議案」を詳述したうえで、伊藤彰浩の研究に基づいて⁶²⁾、「教育機関や鉄道・道路の設置・整備などを求める地方の利益実現要求と、それらを政策として取り上げ始めた政党の存在が関係している」とし、「少なくともこの九州医科大学問題が政党による官立高等教育機関誘致運動の早期の事例であった」と記す⁶³⁾。政党と高等教育機関拡充問題との関係が生まれてくることになる。

4 高等諸学校増設計画のはじまり：1906(明治39)年勅令第41号

日清・日露の戦争を経るなかで、進学熱が高まり、中央・地方を問わず(尋常)中学校への進学者が増加する⁶⁴⁾。それとともにその卒業生の進路がひとつの政治課題となる。政府および文部省は基本的に、彼らが進学する文部省直轄の高等諸学校の設置によってその解消を目指した。それに対し、文部省直轄学校を増設することに疑義を呈するものもいた。そのなかにはそもそも高等諸学校を増設することに反対するものもいれば、「官立」であることを問題視するものもいた。

この政治課題は「学制改革問題」と呼ばれた

⁶¹⁾ 寺崎昌男『日本近代大学史』東京大学出版会、2020年、146-147頁

⁶²⁾ 伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部、1999年、23-29頁。

⁶³⁾ 『九州大学百年史 第1巻：通史編I』、89-96頁。

⁶⁴⁾ 第5章で述べるように、1899年2月6日付「中学校令」改正(同年4月1日施行)により、尋常中学校は中学校に改められる。

⁶⁵⁾ 尾崎ムゲン「学制改革問題」を「一般的な学校教育制度の改革問題ということではなく、主として明治二〇年代後半から大正初年にかけて、高等学校(高等中学校)の学校系統上の位置づけ、および専門学校、実業専門学校の大学

が、学校制度全般を対象としつつもその焦点は（尋常）中学校卒業生の進路という問題にあった⁶⁵⁾。そしてその中心には、伊藤博文が憲政党を取り込み官僚を巻き込んで結成した政党である立憲政友会（以下、「政友会」とする）につながる政党勢力がいた。政友会は、「鉄道、道路、港湾などの整備要求を含むさまざまな地方利益要求」をおこなったが、そのひとつには地方に高等教育機関（文部省直轄学校）を設置することも含まれていた⁶⁶⁾。

政友会につながる政党（自由党—憲政会—政友会）は、すでに第二回帝国議会（1891（明治24）年11月26日召集）から繰り返し文部省直轄の高等教育機関の設立を建議してきたが、政友会結党の直前、1899（明治32）年から1900（明治33）年の第14回帝国議会にはその数は8件に及んだ。第17回～第20回にかけていったん沈静化するものの、1904（明治37）年から1905年にかけての第21回帝国議会から明治最後の第28回帝国議会まで毎年建議を繰り返した⁶⁷⁾。

その成果は、政友会総裁の西園寺公望が首相となった第一次西園寺内閣であらわれる。前内閣（第一次桂太郎内閣）時に始まったロシアとの戦争によって、政治状況は一変していた。政友会は憲政本党とともに「挙国一致を掲げて政府協力に転じ」た⁶⁸⁾。とりわけ、帝国議会において第一党であった政友会は政府支持の立場を明確にするとともに、政権交代を求めてい

く⁶⁹⁾。要するに、西園寺総裁の総理大臣就任は事実上の禅譲であった。それは、第22回帝国議会の休会中におこった。内閣発足後は文部大臣を西園寺が臨時兼任したが、そこで提示された文部省予算は、のちの政友会による「高等諸学校創設及擴張計畫」への先鞭をつけるものであった。

1906年1月21日に再開された第22回帝国議会においてはまず、高等教育機関に向けた予算の増額が提案された。新設の提案では、京都帝国大学文科大学に加えて、如上の五高工学部の熊本高工への転換と、仙台への高工の設置が示された⁷⁰⁾。

その年の3月に牧野伸顕が文部大臣に就任した。牧野文相は、西園寺内閣の本格的な予算案を議論する第23回帝国議会においては、福岡に工科大学（1911年九州帝国大学設置）、仙台に理科大学（1911年に東北帝国大学の分科大学として設置）、札幌に農科大学（1907年東北帝国大学の分科大学として設置）、奈良に第二女子高等師範学校、鹿児島に第二高等農林学校、小樽に第五高等商業学校、新潟に第六医学専門学校、米沢に第七高等工業学校をそれぞれ設置するとの説明を衆議院予算委員第一分科会（1907年1月31日開催）においておこなっている⁷¹⁾。

これらの増設計画のなかで、文部省直轄学校としてまず設置に辿りついたのは、熊本と仙台の高工である。1906年3月29日付勅令第41

への昇格をめぐる展開された、歴史上の特定の問題」であるとする。尾崎「学制改革問題」、211頁。

66) 菊池城司『近代日本の教育機会と社会階層』東京大学出版会、2003年、217-218頁。

67) 伊藤彰浩「大正期「高等教育機関拡張計画」をめぐる政治過程」『教育社会学研究』第41集、1986年、114-115頁、表1参照。

68) 清水唯一郎『原敬：「平民宰相」の虚像と実像』中公新書2660、2021年、123頁。

69) 清水『原敬』、126-127頁。

70) 第二十二回帝国議会 衆議院 豫算委員第一分科會（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第四回（1906年2月2日開催）、14頁。

71) 「第二十三回帝国議会 衆議院 豫算委員第一分科會（司法省、文部省及外務省所管）會議録（速記）第三回（1907年1月31日開催）、15頁。

号（同年4月1日施行）による文部省直轄諸学校官制の改正によって、この2校の設置が決まった。熊本高工は如上のとおり、五高工学部からの転換であった。

未だ第一次西園寺内閣の文部大臣が任命されていなかった第22回帝国議会の衆議院予算委員第一分科会（1906年2月2日開催）において予算案の説明にあたったのは、「文部次官心得兼文部省専門學務局長」福原鏝治郎である。彼は、五高には大学予科があり、工学部には機械工学科と土木工学科のみしか設置できておらず十分な工学教育を果たせず、ほかの高工に比べて発展できなかつたとし、高工に転換することでほかの高工にはない採鉱冶金学科を上記の2科に加えていくと述べる⁷²⁾。高工として独立させることによって学科を増やしていく構想である。

そしてその2年後、1908年3月30日付勅令第68号（同年4月1日施行）により文部省直轄諸学校官制が改正され、如上の第二女子高等師範として奈良女子高等師範学校、第二高等農林学校として鹿児島高等農林学校が設置される。このほか、第23回帝国議会衆議院予算委員会において述べられていなかったものの、前章において記した名古屋への第八高等学校の設置も同改正によって定められた⁷³⁾。

八高の設置については、1908年度予算を審議する第24回帝国議会の予算案に含まれたものであり、予算化から設置までの期間が短い。1908年度の文部省予算編成について説明をお

こなった牧野文相は、東北帝大理科大学と九州帝大工科大学とが設置されたことによる大学定員増に合わせての設置要求であると説明する⁷⁴⁾。

第23回帝国議会において文部省によって挙げられた残りの諸学校については、次の第2次桂内閣小松原英太郎文相のときの設置となる。西園寺から桂への政権返還というかたちになったこの内閣において、政友会は閣外協力となった。この第2次桂内閣による最初の予算編成となった第25回帝国議会において協賛された案に基づき、1910年3月26日付勅令第66号（同年4月1日施行）による改正で、第五高商として小樽高商が、第六医専として新潟医専が、第七高工として米沢高工が設置されたのである。同改正においては、この3校に加えて、第24回帝国議会において審議された蚕糸学校と鉱山学校として、上田蚕糸専門学校と秋田鉱山専門学校の2校も設置された⁷⁵⁾。

伊藤彰浩は、その内訳も典拠も示さずに「官立高等教育機関10校の増設が第1次西園寺＝政友会内閣期に決定された」と記す⁷⁶⁾。伊藤が言う10校とは、鹿児島高農と上田蚕糸の高農2校、熊本高工、仙台高工、米沢高工に秋田鉱山を加えた高工4校、小樽高商の高商1校と奈良女高師、新潟医専、そして八高の計10校と考えられる。

上田蚕糸を高農に、秋田鉱山を高工に加えるのは、1910年勅令第66号文部省直轄諸学校官制改正においてそれぞれの学校を追記された場

⁷²⁾ 「第二十二回帝國議會 衆議院 豫算委員第一分科會（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第四回」（1906年2月2日開催）、14頁。

⁷³⁾ 1908年3月31日付『官報』第7425号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2950772/1/4> アクセス日：2023年5月23日

⁷⁴⁾ 「第二十四回帝國議會 衆議院 豫算委員第一分科會（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第四回」（1908年2月6日開催）、35頁。

⁷⁵⁾ 1910年3月28日付『官報』第8025号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951376/1/24> アクセス日：2023年5月23日。

⁷⁶⁾ 伊藤「大正期「高等教育機関拡張計画」をめぐる政治過程」、118頁。および伊藤『戦間期日本の高等教育』、29頁。

所からの判断である。上田蚕糸は鹿児島高農の次に、そして秋田鉱山は米沢高工とともに、仙台高工の次に追記されている。

この結果、第1次西園寺内閣牧野文相期の設置計画により、高校と高工はそれぞれ8校、高商5校、高農3校、医専6校、高師4校となった。第1次西園寺内閣期の高工4増が目を引き。帝国大学も仙台に理科大学、福岡に工科大学とが設置されており、日露戦争後の工業化プロセスにおける人材育成が意識されているものと考えられる。

工業化プロセスの進展と同時に、日本の輸出品の代表となっていた生糸や繊維製品の生産・製造にかかわる新たな学校である蚕糸学校も登場した。その新設について牧野は、「蠶糸、養蠶、織物、染物等ハ本邦ノ産業ノ中ノ殆ド最重要ノ事業デアリマスガ、此方ニ要スル實業的ノ教育ヲ授クル機關トシテハ今日デハ不備ノ感ガアル」ことを理由として挙げており、産業の要請によるものであることを示唆している⁷⁷⁾。

蚕糸学校は、上田蚕糸専門学校に続いて、2校が追加設置される。1914年3月31日付勅令第44号（公布日施行）による改正で設置された東京高等蚕糸学校と京都高等蚕業学校である⁷⁸⁾。これら2校はそれぞれ、農商務省所管であった東京蚕業講習所と京都蚕業講習所が1912（明治45）年6月に文部省に移管され改称されたもので、完全な新設校ではない⁷⁹⁾。また翌1915年12月27日付勅令第235号（公布

日施行）による改正では、桐生に高等染織学校が設置される⁸⁰⁾。東京高等蚕糸学校、京都高等蚕業学校の2校は、上田蚕糸専門学校の次に、桐生高等染織学校は、米沢高工の次に追記されており、前者は高農系、後者は高工系に分けられていると考えられる。とはいえ、いずれも牧野が最重要とした「本邦ノ産業」にかかわる学校である。

なお、明治最後の年となった1912（明治45）年3月29日付勅令第66号（同年4月1日施行）による改正では、同日付勅令第65号（同年4月1日施行）により東北帝国大学官制が改正され、仙台の医専と高工とが附属することとなったことを受けて、両校が文部省直轄諸学校官制から削除されるもの⁸¹⁾、大正期に入ると文部省直轄学校の増設はさらに顕著になる。

文部省直轄の高等諸学校の増設がさらに拡張されるのは、超然内閣でありつつも政友会の支援を必要とした寺内正毅内閣（1916（大正5）年10月9日発足）である。寺内内閣が本格的に予算を編成することになる1918（大正7）年度予算を議論する第40回帝国議会において、文部省直轄の高等教育機関の大幅な拡張を表明したのである。

1918年2月2日に開催された衆議院予算委員会において岡田良平文相は、理化学研究推進のため、東京・京都の両帝国大学への政府支出金の増額、東北帝国大学への工科大学の設置、京都帝国大学理科大学の増科に加え、既設の高

⁷⁷⁾ 「第二十四回帝國議會 衆議院 豫算委員第一分科會（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第四回」（1908年2月6日開催）、35頁。

⁷⁸⁾ 1914年4月1日付『官報』第500号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2952599/1/3> アクセス日：2023年5月23日

⁷⁹⁾ 「沿革」『東京高等蠶絲學校一覽 大正三年十二月』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/940825/1/5> アクセス日：2023年6月20日

⁸⁰⁾ 1915年12月28日付『官報』第1023号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2953134/1/1> アクセス日：2023年5月23日

⁸¹⁾ 1912年3月30日付『官報』第8631号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951988/1/3> アクセス日：2023年5月23日

等商業学校および高等工業学校の入学人員増、東京外国語学校の拡張（殖民及貿易科の開設）といった拡張に加え、高農・高商・高工・薬学専門学校のそれぞれ各1校および高校4校、計8校の新設を前提とした予算を示した⁸²⁾。

後年、1920（大正9）年8月31日付の『河北新報』に掲載された記事「高等教育計画 大頓挫を來たす」によれば、寺内内閣岡田文相期に計画されたものは、高校7校（松本、新潟、山口、松山、水戸、山形、佐賀）、高工4校（横浜、広島、金沢、神戸）、高商1校（名古屋）、薬学専門学校1校（富山）、高等農林1校（鳥取）および大学への学部設置、医学部（北海道帝大）、農学部（九州帝大）であった⁸³⁾。

大学を除く文部省直轄諸学校14校の設置についてはまず、1919（大正8）年4月14日付勅令第112号（公布日施行）による文部省直轄諸学校官制改正によって、新潟・松本・山口・松山の4高校が設置された⁸⁴⁾。続いて、1920（大正9）年1月17日付勅令第15号（公布日施行）において、横浜・広島の2高工⁸⁵⁾、同年4月17日付勅令第110号（公布日施行）において、水戸・山形・佐賀の3高校⁸⁶⁾が設置された。

同1920年11月26日付勅令第551号（同年

12月1日施行）では、次の原敬内閣中橋徳五郎文相によって計画された弘前・松江の2高校とともに、鳥取高農、名古屋高商、富山薬学専門学校、金沢高工の4校が設置された⁸⁷⁾。残る神戸高工は翌1921（大正10）年12月9日付勅令第456号（公布日施行）による改正による。原内閣中橋文相による計画に基づく三重高農、福島・大分の2高商、東京高等工芸学校、大阪外国語学校とともに設置されることになる⁸⁸⁾。政友会の原内閣による「高等諸学校創設及擴張計画」による29校の設置と重なりつつ、設置が進められた。

「高等諸学校創設及擴張計画」の前、寺内内閣岡田文相期の計画段階のものも含めて文部省直轄諸学校は以下のとおりとなる。高校は15校、高工は神戸を含めて12校、高商は1920年に大学となる東京高商も含めて6校、高農も上田蚕糸、東京高等蚕糸、京都高等蚕糸という蚕糸学校を含めて6校、医専は5校、それに高師4校、富山薬学専門学校、東京外国語学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京盲学校、東京聾啞学校となる。

寺内内閣による、いわゆる「ネームスクール」の設置によって高校は7校増え、高校の増加が

⁸²⁾ 「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第二回」（1918年2月2日開催）、15頁。この予算案には、政友会が求めている市町村立小学校教員俸給の国庫負担も盛り込まれていた。

⁸³⁾ 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100354646> アクセス日：2023年6月20日。第41回帝國議會衆議院豫算委員会での原敬内閣中橋徳五郎文相の発言によれば、寺内内閣における計画は1918（大正7）年予算案において10校、原内閣となった1919（大正8）年予算案において4校の設置が帝國議會において協賛された。「第四十一回 帝國議會 衆議院豫算委員會議録（速記）第十五回」（1919年2月22日開催）、205頁。

⁸⁴⁾ 1919年4月15日付『官報』第2007号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954121/1/1> アクセス日：2023年6月20日

⁸⁵⁾ 1920年1月19日付『官報』第2235号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954348/1/1> アクセス日：2023年6月20日

⁸⁶⁾ 1920年4月19日付『官報』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954424/1/1> アクセス日：2023年6月20日

⁸⁷⁾ 1920年11月27日付『官報』第2497号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954612/1/1> アクセス日：2023年6月20日

⁸⁸⁾ 1921年12月10日付『官報』第2808号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954924/1/1> アクセス日：2023年6月20日

めざましい。また桐生高等染織学校（1919年より高等工業）を含め高工は5校も増加しており、高商が名古屋高商のみ1校増とは対称的である。

本章の冒頭に「学制改革問題」の焦点は中学校卒業生の進路にあると記した。そのなかでもとくに高校進学希望者が多かった⁸⁹⁾。それを受けた対応が高校の増設であった。その一方で、工業化の進展を背景とし、政府もその振興を押し進めていた工業人材の育成が高工の増加に現れている。

1917年度の文部省追加予算を審議した第39回帝国議会の衆議院予算委員第一分科において岡田は、その理由を「各種ノ工業ガ勃興シマシタ爲ニ、技術者ノ需要ガ非常ニ増加シマシテ、此急需ニ應ズルガ爲」「時局ノ必要ニ應ジテ、工業上ノ技術者ヲ養成スル爲メニ」とする⁹⁰⁾。高商が名古屋の1校のみで、高農は蚕業系3校以外では鳥取に設置されたのみであることもそれを裏付けているものとなろう。

高工だけでなく帝国大学の理科・工科大学設置を含めて、高等教育機関の設置が寄附によって左右されていたことも影響していると考えられる。寄附に基づく文部省直轄学校の設置モデルが、大坂工業学校設置に際して確立されたこともそれを象徴的に表しているであろう。

後に大坂高等工業学校、大坂工業大学（大坂帝国大学工学部）となる大坂工業学校の創設費は、その半額が大阪市の負担とされたのである⁹¹⁾。教育史家の菅井鳳展は、「創設費等の地方自治体負担という方式は、以後増設される官立専門学校の場合にも継承されることになる」とするが⁹²⁾、東北帝国大学理科大学および農科大学（のちの北海道帝国大学農科大学）・九州帝国大学工科大学設置における古河虎之助による寄附や秋田鉱山専門学校設置における藤田傳三郎・岩崎久弥・古河虎之助の寄附といった個人寄附も含めて、文部省直轄高等諸学校・帝国大学設置には地方自治体・個人による寄附の影響は大きかった。

第1次西園寺内閣牧野文相期の第24回帝国議会衆議院予算委員第一分科において審議された新設校三校、第八高等学校、上田蚕糸専門学校、秋田鉱山専門学校はいずれも「創業費ハ寄附大抵地方ノ寄附ニ成立ッテ居リマス」と牧野は説明している⁹³⁾。そして、1915年12月27日付勅令第235号（公布日施行）による文部省直轄諸学校官制改正で設置された群馬の桐生高等染織学校は、すでに明治末年においてその設置が承認されている。これは群馬県からの創設費35万円と敷地15,000坪の提供が⁹⁴⁾、影響したものと考えられる。また時代は下るものの、

⁸⁹⁾ たとえば、第13回帝国議会では貴族院に「高等學校及帝國大學増設ニ關スル建議案」が提出され、可決されている。「第十三回 帝國議會 貴族院議事速記録第十四号」（1899年1月21日開催）、180-182頁。続く第14回帝国議会では衆議院においても「高等學校設置ニ關スル建議案」が2件出されている。「第十四回 帝國議會 衆議院議事速記録第十號」（1899年12月19日開催、ただし具体的な審議過程は記録されておらず、議事日程のみ記録がある。）、1頁。

⁹⁰⁾ 「第三十九回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第一回」（1917年7月2日開催）、5-6頁。

⁹¹⁾ 菅井鳳展「実業専門教育——その発達の基礎が築かれるまでの経緯——」本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』、301頁。

⁹²⁾ 菅井鳳展「実業専門教育」、301頁。

⁹³⁾ 「第二十四回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第四回」（1908年2月6日開催）、36頁。

⁹⁴⁾ 『桐生高等染織學校一覽 自大正五年至大正六年』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/941021> アクセス日：2023年7月16日

私立明治専門学校の文部省移管も寄附と考えることもできる。

なお、寺内内閣によって設置計画がなされた高等諸学校は高工に限らずいずれも、その創設費にかんして設置する県や市とのあいだで寄附の合意がなされていた。原内閣の中橋文相は第 41 回帝国議会衆議院予算委員会において、1918 年度および 1919 年度予算に設置計画のある諸学校については、「前内閣ノ時分ニ手續ガ既ニ終ッテ居リ」、「是ハ金額寄附金ガ御約束ニナッテ居リマス」と述べ、水戸は 100 万円の個人寄附、山形は個人寄附 20 万円、山形市が 20 万 9000 円、山形県が 23 万 6000 円など、佐賀は個人寄附 39 万 5000 円、県が 30 万円などと寄附の具体的な額もあげている⁹⁵⁾。

中橋文相は、1919 年度追加予算でおこなう「高等諸学校創設及擴張計畫」については「寄附ガ無ケレバ政府ガヤルト云フ決心ヲ致シタ」とし、「設立ノ位置ニシテモ政府ニ於イテ必要ナル場所ヲ調査シテ決メタ場所ニ向ッテ建テルト云フノデアリマスカラ、寄附ガ有ルカ無イカト云フコトノ見込ハ少シモ著キマセヌ」といい⁹⁶⁾、財源は「御下賜金一千萬圓、及借入金公債三千四百五拾萬圓」を予定しているとする⁹⁷⁾。

しかし「高等諸学校創設及擴張費支辯ニ関スル法律案」の衆議院本会議審議における滋賀県大津市選挙区選出の西川太次郎の質問には、滋賀県に設置される高等商業学校の創設にかんして地域からの寄附額の差異によって大津市では

なく彦根町への設置が決まったことが示唆されている⁹⁸⁾。地域・個人の寄附がその設置に作用していたと考えるのは妥当であろう。

地方・政治(政党)・文部省直轄学校の三つの絡み合いがそのピークを迎えるのが、政友会の原内閣による「高等諸学校創設及擴張計畫」であった。

5 高等諸学校増設計画の結果： 1925（大正 14）年勅令第 6 号

政友会の原内閣による「高等諸学校創設及擴張計畫」の最後の設置校となったのは、1925 年 1 月 31 日付勅令第 6 号（公布日施行）の文部省直轄諸学校官制改正による熊本薬学専門学校であった⁹⁹⁾。これにより、文部省直轄諸学校は高校 25 校、高工 18 校、高商 12 校、高農 10 校、高師 4 校、外国語学校 2 校、薬学専門学校 2 校に東京美術学校、東京音楽学校、東京盲学校、東京聾啞学校となった。またこの間、東北帝国大学に附属することになった仙台医学専門学校を除く 5 医専と、東京高商とが単科大学となった¹⁰⁰⁾。

1919（大正 8）年度から 1924（大正 13）年度に至る 6 ヶ年を計画年度とした「高等諸学校創設及擴張計畫」で設置された文部省直轄諸学校 29 校のうち、最初に設置されたのは、如上

⁹⁵⁾ 「第四十一回 帝国議会 衆議院豫算委員會議録（速記）第十五回」（1919 年 2 月 22 日開催）、206 頁。

⁹⁶⁾ 「第四十一回 帝国議会 衆議院豫算委員會議録（速記）第十五回」（1919 年 2 月 22 日開催）、205 頁。

⁹⁷⁾ 「第四十一回 帝国議会 衆議院議事速記録第十四號」（1919 年 2 月 15 日開催）、177 頁。

⁹⁸⁾ 「第四十一回 帝国議会 衆議院議事速記録第十四號」（1919 年 2 月 15 日開催）、180 頁。

⁹⁹⁾ 1925 年 2 月 2 日付『官報』第 3732 号 NDLC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955880/1/1> アクセス日：2023 年 6 月 20 日

¹⁰⁰⁾ 1918（大正 7）年 12 月 6 日付勅令第 388 号（翌 1919 年 4 月 1 日施行）の大学令による。東京高商は 1920 年 3 月 31 日付勅令第 72 号の文部省直轄諸学校官制改正により削除、岡山・新潟の医専 2 校は 1922 年 3 月 31 日付勅令第 142 号のにより削除、残る千葉・金沢・長崎の 3 医専は 1923 年 3 月 30 日付勅令第 94 号と、その適用はさまざまであった。

のとおり、弘前・松江の2高校であり、寺内内閣岡田文相期に計画された鳥取高農、名古屋高商、富山薬学専門学校、金沢高工とともに1920（大正9）年11月26日付勅令第551号（同年12月1日施行）の文部省直轄諸学校官制改正によった¹⁰¹⁾。それに続いて翌1921（大正10）年11月8日付勅令第432号（公布日施行）による改正で、東京・大阪・浦和・福岡の4高校が設置されることになる¹⁰²⁾。

この後、1925年の熊本薬学専門学校の設置までに高校は10校増、計画にはなかった仙台高工・明治専門学校の2校¹⁰³⁾と寺内内閣によって計画された神戸高工を含め高工は9校増、高商7校増、高農は4校増であった。高校・高工が多いという傾向は、数こそ違うものの、寺内内閣期と変わっていない。数以外での大きな変化は、初の7年制高等学校（東京高校）が設置されたことである¹⁰⁴⁾。

7年制高等学校については、寺内内閣が設置した内閣の諮問機関である臨時教育会議（1917年9月21日設置¹⁰⁵⁾）において提言されたものである。しかし中学校と高等学校とを一貫と

する7年制学校の構想は、直接的には、明治期のおわり、第二次桂内閣小松原英太郎文相（岡田良平文部次官）による7年制高等中学校案という先例がある。この案は何度も修正された上で、中高一貫ではなく中学校卒業後に入学する高等中学校として1911（明治44）年7月29日付勅令第217号「高等中学校令」（1913年4月1日施行）として公布されることとなる¹⁰⁶⁾。

ところがこの「高等中学校令」は、施行予定であった1913年当時の第一次山本権兵衛内閣奥田義人文相によって施行延期となり¹⁰⁷⁾、1918（大正7）年12月5日付勅令第389号「高等學校令」（1919年4月1日施行）、いわゆる「第二次高等學校令」が公布されることで廃止される¹⁰⁸⁾。ただしそれと同時に、高等学校の修業年限が尋常科4年・高等科3年の計7年とされることで形を変えて中高一貫7年制が復活することとなる。

小学校と大学との間に置かれる7年制学校をめぐる争いは、日本における近代学校教育制度にかかわる諸論点、「学制改革問題」が表出したものであった。

¹⁰¹⁾ 1920年11月27日付『官報』第2497号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954612/1/1> アクセス日：2023年6月20日

¹⁰²⁾ 1921年11月9日付『官報』第2782号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954897/1/1> アクセス日：2023年6月21日

¹⁰³⁾ いったんは東北帝国大学に附属することとなった仙台高工が分離独立され再興し、私立明治専門学校在文部省に移管され、高工2校が文部省直轄諸学校の列に加わっている。いずれも「高等諸学校創設及擴張計畫」外であった。1921年3月30日付勅令第49号（同年4月1日施行）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954711/1/1> アクセス日：2023年6月21日

¹⁰⁴⁾ 『東京高等學校一覽 第一 自大正十年十一月至大正十四年三月』の「沿革誌要」には、原内閣によって改正された1918年高等學校令第七条「高等學校ノ修業年限ハ七年」とする規定に従って「特設セラルハニ至レリ」と記される。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/940513> アクセス日：2023年6月21日

¹⁰⁵⁾ 1917年9月20日付勅令第152号「臨時教育會議官制」（公布日施行）1917年9月21日付『官報』第1543号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2953657/1/1> アクセス日：2023年7月6日

¹⁰⁶⁾ 1911年7月31日付『官報』第8432号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951789/1/1> アクセス日：2023年6月22日

¹⁰⁷⁾ 1913（大正2）年3月13日付勅令第18号「高等中学校令改正」（公布日施行）により附則の第9条に記された施行日が「本令施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム」と変更された。1913年3月14日付『官報』第185号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2952283/1/1> アクセス日：2023年6月22日

¹⁰⁸⁾ 同令の附則には「明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス」とある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954017/1/2> アクセス日：2023年6月22日

日本における近代学校教育制度の起点は「学制」になる。とはいえその前史を含めて考えると、庶民を対象とする初等教育機関たる小学校と国家エリートを養成する高等教育機関である大学とがそれぞれに発達してきた¹⁰⁹⁾。そのなかであって、その両者をつなぐ教育機関をめぐる迷走そのものが「学制改革問題」であった。

1872年の「学制」においては、小学校と大学とは接続されていなかった。「中学」は「小學ヲ経タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス」とされ、その一方で「二等ノ外工業學校商業學校通躰學校農業學校諸民学校アリ」とされており、普通教育機関としてのみあったわけではなく、大学への接続のための教育機関とも考えられていなかった。「大学」は「高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校」とされ、中学との接続については記されていない¹¹⁰⁾。

そののち、「学制」を廃し制定された1879年教育令では、第二条において「學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス」とされ、小学校は「普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所」とされ、中学校は「高等ナル普通學科

ヲ授クル所」、大学は「法學理學醫學文學等ノ専門諸科ヲ授クル」とされる¹¹¹⁾。学校相互間の接続については明示されていないものの、中学校は、小学校での普通教育の上に置かれる、高等普通教育機関として定義されることになる。

小学校と大学との間に7年間の教育課程を最初に設定したのは、森有礼文相による1886年中学校令である¹¹²⁾。中学校は尋常と高等との二等に分けられるが、1886年6月22日付文部省令第14号「尋常中學校ノ學科及其程度」により尋常中学校の修業年限は5年¹¹³⁾、同年7月1日付文部省令第16号「高等中學校ノ學科及其程度」により高等中学校の修業年限は2年とされ¹¹⁴⁾、合わせて修業年限7年と定められることになる。

ただし森文相の1886年中学校令では、中学校は単なる高等普通教育機関ではなくなる。第一条において中学校は「實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ爲ス所」(圈点は筆者による。以下、同様)として定められ、第三条においては「法科医科工科分科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコ

¹⁰⁹⁾ 内田糺『明治期学制改革の研究』(私家版)、1968年、76頁。

¹¹⁰⁾ 文部省『学制』、1872年。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/994333/1> アクセス日：2023年7月6日

¹¹¹⁾ 加藤正矩、笠井辺編『教育令参考便覧 第一輯』後楽社、1880年。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/797386> アクセス日：2023年7月6日。翌1880年の改正教育令においても変化はない。吉岡三重子は「高等普通教育」は、一八八一年の中学校教則大綱において法令に登場した」とするが(吉岡三重子「七年制高等学校案の展開過程と「高等普通教育」概念の再検討」『日本教育史研究』第34号、2015年8月、41頁)、当該の「中学校教則大綱」の記述も「高等ノ普通學科ヲ授クル所」とあり(『現行教育事務要録』1881年、20頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/809715/1/13> アクセス日：2023年7月21日)、1879年教育令の文言のままである。したがって、「高等普通教育」という名辞ではないものの、「高等普通教育」という発想の法令における初出は1879年教育令となろう。

¹¹²⁾ 1886年4月9日付勅令第15号「中學校令」 1886年4月10日付『官報』第829号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944042/1/2> アクセス日：2023年7月6日

¹¹³⁾ 同日付『官報』第891号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944109/1/1> アクセス日：2023年7月6日

¹¹⁴⁾ 同日付『官報』第899号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944118/1/2> アクセス日：2023年7月6日

¹¹⁵⁾ 1886年4月10日付『官報』第829号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944042/1/2> アクセス日：2023年8月7日

¹¹⁶⁾ 中学校令の翌1887(明治20)年8月19日付文部省告示第6号によって第一から第五の高等中学校には医学部の設置が決まった。1887年8月19日付『官報』第1243号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944477/1/1> アクセス日：2023年8月7日。さらに、1889年7月29日付文部省令第5号によって「高等中學校法學部ノ學科及其程度」が定められ(1889年7月29日付『官報』第1824号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945071/1/1>

トヲ得」とされ¹¹⁵⁾、高等中学校においては医学部、法学部が附設された¹¹⁶⁾。中学校、とくに高等中学校は「専門教育」と「予備（予科）教育」のための機関という位置づけに変わったように見える。

ところが教育社会学者の天野郁夫は、森の死後、第一次山縣有朋内閣吉川顕正文相期に公布された1890年10月14日付勅令第233号「文部省直轄諸学校官制」に含まれる「高等中学校官制」を踏まえ、森の構想した高等中学校には「完成教育としての「高等普通教育」の機能も期待されていた」ことも指摘する¹¹⁷⁾。「高等中学校官制」第一条には、高等中学校が「高等ノ普通教育ヲ授ケ」るものとされているのである¹¹⁸⁾。森の中学校構想では、「高等普通教育」「専門教育」そして帝国大学進学のための「予備（予科）教育」の3つの機能を合わせもたせられていたことになる。

しかし高等中学校は、附設された専門学部を除き、実態としては帝国大学進学のための7年制の「予備（予科）教育」機関であったとも言え

る。2年制の本科の前に3年制の予科、さらに第一高等中学校を除き、寄附によって設立・運営されるものの文部省管理となっていた山口、鹿児島を含む地方の高等中学校では、予科の前に2年制の補充科（第三高等中学校では「別課」）をもっており、尋常中学校卒業後に進学する先ではなかった¹¹⁹⁾。森は「国民教育を階層的に構成し、下層の国民大衆を対象とする小学校（とくに小学簡易科）、中産階層を対象とする中学校、上層の指導層を対象とする大学という三段階の階層的学校体系を構成した」とされるが¹²⁰⁾、この場合の中学校とは尋常中学校のみであり、高等中学校は含まれていなかった。

また高等中学校本科は、カリキュラムそのものが進学先の分科大学ごとに分かれており、生徒の誰もが共通して学ぶという意味での普通教育ではなかった。本科は三部制が取られており、帝国大学の法科・文科大学に進学する予定の「一部」、理科・工科大学への「二部」、医科大学への「三部」とが、そして部内においても進学希望の分科大学ごとにそれぞれカリキュラ

)、同日付文部省告示第11号によって、第三高等中学校には法学部も設置された。同年7月29日付『官報』第1824号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945071/1/2> アクセス日：2023年7月18日

¹¹⁷⁾ 天野郁夫「高等普通教育と社会階層——教育改革の歴史社会学——」『教育社会学研究』第41集、1886年、6頁。

¹¹⁸⁾ 1890年10月15日付『官報』第2190号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945443/1/2> アクセス日：2023年7月8日

¹¹⁹⁾ たとえば、『第一高等中學校一覽』には1891（明治24）年度版まで、生徒の入学年および入学級と、「就學所」すなわち入学前の公的な学校歴が記されている。尋常中学校二年修了程度の試験をおこなう予科最下級の第三級に1889（明治22）年9月に入学し1892年時点で予科第一級となっているもののうち、「就學所」欄に尋常中学校名が記されているものは、英語を第一外国語とする3クラス105人中で10名、つまり10%未満に過ぎず、ドイツ語を第一外国語とする1クラス33名中には1人もいない。なお予科英一級3クラス中には、1890年9月に尋常中学校から入学したものが2名いる。その2年後1891年7、8、9月に入学した者（1891年時点で予科第三級）は英語を第一外国語とする3クラスに134名、ドイツ語クラスに24名、フランス語クラスに44名いる。尋常中学校を「就學所」とするものは英語クラスの33名のみである。英語クラスの数比で見れば、25%弱、4分の1弱となる。1891年入学者に対する比率は18%強である。なお、第2回帝国議会議院豫算委員会で質問に立った長谷川泰が挙げる尋常中学校からの入学者数は、1889年16人、1891年で54人となっている。「第二回 帝國議會 衆議院豫算委員會速記録第十一號」（1891年12月2日開催）、2頁。前者と『一覽』の数値との相違は留年や退学が考えられる。また後者についても『一覽』の作成段階までの人数の変化が考えられる。この状況について吉野剛弘は、「小学校から積み上げたボトムアップの学力到達度」と「帝国大学から逆算されるトップダウンの学力要求」との「学力的断絶」や「学力的懸隔」と表現する。吉野剛弘「明治後期における中等教育と高等教育とのアーティキュレーション」『近代日本研究』第31巻、2014年、110、112-113頁。

¹²⁰⁾ 内田『明治期学制改革の研究』、23頁。

ムをもっていた。後の高等学校高等科・大学予科における三部制と同じであり、これは「予備（予科）教育」であった。

この状態を整理しようとしたのが、井上毅である。文相となった井上は、まず尋常中学校の学科を改正することによって、「高等普通教育」の機能を尋常中学校に移行させようとする¹²¹⁾。また尋常「中学校を普通教育の最終段階」とすることを構想していた¹²²⁾。

また高等中学校における専門教育をより先鋭化した。1894年「高等学校令」（いわゆる「第一次高等学校令」）によって高等中学校から「改称」された高等学校は、同令第二条で「高等学校ハ専門學科ヲ教授スル所トス」とされ、予科教育については「但帝國大學ニ入學スル者ノ爲豫科ヲ設クルコトヲ得」と副次的な位置づけとなった¹²³⁾。そして、第一から第五までの高等学校には高等中学校以来の医学部が、第三高等学校には法学部に加え工学部も、第五高等学校

には工学部（1897（明治30）年4月17日付文部省令第3号（同年9月11日施行）¹²⁴⁾）がそれぞれ設置された¹²⁵⁾。井上はこれによって、「一、高等専門教育修了までの年限を短縮すること、二、高等専門教育機関を拡充して、世の需要を満たし合わせて青年の向学心を達成させる」ことを目指したのである¹²⁶⁾。

当時、山口高等中学校長兼文部省参事官を務めていた岡田良平は¹²⁷⁾、「此の改正の精神は、帝國大學の外に、低い大學を澤山つくつて、もつと短い年限の間に、専門の學術を修めさせようといふのであつて、井上さんは内心大學としたかつたのであるが、帝國大學の反對を恐れ、大學の名を遠慮して獨逸のホホ・シューレーに倣つて高等學校といふ名稱の下に、各種の専門部を置く事とした譯である」と後に記している¹²⁸⁾。

さらに、井上の高等学校構想が「地方ノ青年子弟」のための専門教育機関である点にも

¹²¹⁾ 天野「高等普通教育と社会階層」、6頁。および、若月剛史「高等中学校令成立過程の再検討——牧野・小松原文相の学制改革構想を中心に——」『日本歴史』第694号、2006年3月、71頁。1894年3月1日付文部省令第7号（同年4月1日施行）で尋常中学校の学科課程から、「普通教育ニ於テニツノ外国語ヲ授クル必要アラサル」として「第二外国語」が、実業教育を排除するものではないとしつつも、「第二外国語」を履修しない場合に選択することを求められた「農業」が普通科目から削除された。1894年3月1日付『官報』第3199号 NDLDLC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946463/1/2> アクセス日：2023年7月1日。この学科改正においては尋常中学校の普通教育の強化が図られたことが見てとれる。

¹²²⁾ 内田『明治期学制改革の研究』、245頁。天野も内田の研究を引き、同様の指摘をしている。天野「高等普通教育と社会階層」、10頁。

¹²³⁾ 1894年6月23日勅令第75号（同年9月11日施行）1894年6月25日付『官報』第3295号 NDLDLC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946560/1/2> アクセス日：2023年7月6日。

¹²⁴⁾ 1897年4月17日付『官報』第4134号 NDLDLC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947421/1/2> アクセス日：2023年8月7日

¹²⁵⁾ 当初は、第一・第二・第四・第五高等学校には医学部と大学予科が置かれたものの、第三高等学校は、医・法・工という専門学部のみで大学予科がなかった。1894（明治27）年7月12日付文部省令第15号（同年9月11日施行）同日付『官報』第3310号 NDLDLC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2946575/1/3> アクセス日：2023年8月7日。第五高等学校に工学部を設置した同じ省令（1897年4月17日付文部省令）によって第三高等学校にも大学予科が置かれた。

¹²⁶⁾ 橋口菊「諮問第二号 高等普通教育ニ関スル件 その一」、410頁。

¹²⁷⁾ 1894年1月8日付「文部省参事官岡田良平任官ノ件」国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/img/2647252> アクセス日：2023年7月9日

¹²⁸⁾ 岡田良平「中學校令並に専門學校令：私立學校の發達」国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社、1922年、208-209頁。

¹²⁹⁾ 中学校を「中人以上」の教育の場とすることは1879年教育令にすでにあった発想である。ただし井上は、「地方」に

着目する必要がある。「地方の「中等以上ノ人士」の教育の場」の提供によって¹²⁹⁾、井上は「地方ノ青年子弟」たちが東京に出てくることを抑えようとしたと天野は指摘する¹³⁰⁾。こうした若者たちが東京に出てくるのではなく、地方に残りその場での発展に貢献することを井上は望んだのである¹³¹⁾。

しかしながら天野は、井上に「地方ノ青年子弟」が希求したのものへの洞察が欠けていたとも述べる。「地方ノ青年子弟」の多くが在学したのは、東京にある私立学校の「国家試験と直接のかかわりのない、「本科」以外の簡易な教育課程」であり、彼らが望んだのは「専門職業教育」ではなく「高等普通教育」であった¹³²⁾。

井上の思惑は外れ、高等中学校の専門学部は振るわなかった。その後も実態として、尋常中学校が高校への準備教育あるいは受験のための機関となり、高校は帝国大学のための予備（予科）教育の場として機能した。

第二次山縣内閣の樺山資紀文相は、1899年2月6日付勅令第28号（同年4月1日施行）により「中学校令」を改正し、尋常中学校を「中學校」とするとともに、その第一条で改めて「中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス」とするものの¹³³⁾、たほうで1900（明治33）年8月4日付文部省令第13号

「高等學校大學豫科學科規程」（同年9月1日施行）によって高校の予備（予科）教育の強化をおこなった¹³⁴⁾。中学校を高等普通教育の完成教育の場として、高校は帝国大学への予備（予科）教育機関として再設定しようと試みたのである。

これを改めて、高校を大学予科ではなく「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」場所としようとしたのが、1918（大正7）年高等学校令、「第二次高等学校令」であった。公私立の高等学校を認めたのは、高等学校を帝国大学入学を前提とした大学予科とするのではなく、高等学校の本旨にしたがった完成教育の場として位置づけることを前提とした。地方に設置するという点では井上の構想の延長線上にあるものの、高校を専門教育機関にするのではなく高等普通教育の完成の場として再定義したのである。

そもそも臨時教育会議への諮問第二号は「男子ノ高等普通教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」というものであり、その焦点は「高等普通教育」にあった。

「高等普通教育」は中学校の5年間で完成されえないというのが、臨時教育会議の結論であった。施行されることなく幻となった小松原の「高等中学校令」をめぐる第27回帝国議会

意味を見出したのである。

¹³⁰⁾ 天野「高等普通教育と社会階層」、10-11頁。

¹³¹⁾ 教育史家の内田紘は「高等学校令理由書」を引きながら、井上が「高等学校を地方の中堅的人材の養成機関として構想し」と指摘する。内田『明治期学制改革の研究』、308-310頁。なお、「高等学校令理由書」は公立公文書館デジタルアーカイブで閲覧できる。<https://www.digital.archives.go.jp/img/1727923> アクセス日：2023年7月16日

¹³²⁾ 天野「高等普通教育と社会階層」、10-11頁。

¹³³⁾ 1899年2月7日付『官報』第4678号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947969/1/1> アクセス日：2023年6月30日。本山幸彦は、この改正と後述する実業学校令によって樺山文相は、中等教育機関を「進学と就職という別個の目的をもつ二種類の中学校に、截然と制度的に区別＝選別」したとする。本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、1998年、321-322頁。

¹³⁴⁾ 1900年8月4日付『官報』第5127号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948421/1/1> アクセス日：2023年6月23日。橋口菊「諮問第二号 高等普通教育ニ関スル件 その一」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、411頁。

衆議院予算第一分科において、のちに臨時教育会議委員となる三土忠造は、尋常中学校5年に加えて2年半、都合7年半も高等普通教育をおこなうことに、「高尚ノ高等普通教育」が「国情ニ於テ」必要かを問うたが¹³⁵⁾、7年後の臨時教育会議は「現時男子ノ高等普通教育ハ尋常小学校ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ中学校ニ於テ之ヲ施スト雖国家ノ中堅タル中流階級ニ対スル教育トシテハ国運ノ進歩ニ鑑ミ更ニ精深ナル高等普通教育ヲ必要トス」とした¹³⁶⁾。

元文部官僚であり第1次桂内閣で文部大臣も務めた、臨時教育会議副総裁の久保田譲は¹³⁷⁾、高等教育に関する諮問第二号の議論を主査委員会に付す前、1917年12月7日に諮問第二号を取りあげた最初の総会において自らの改革原案を提示した。そこで示されたものは、高校ではなく「高等中學校」という名称を用いて

はいたが¹³⁸⁾、基本的論点はすでに提示されていた¹³⁹⁾。

原案の第一に挙げられたのは「現在ノ高等學校大學豫科ヲ廃止」することである¹⁴⁰⁾。久保田は改革以前の高校教育を「各学科ノ註文ニ是レ応セントシツ、アル所ノ教育」と表した。つまり、高等学校における教育が帝国大学、とくに各分科大学の望むことによって左右されていることを指摘しているのである。それは、高等学校の本旨ではなかった。

続いて、挙げられたのは、「新ニ高等中學校ノ制ヲ設ケテ高等普通教育ヲ爲ス所トス」である。岡田文相も1918(大正7)年2月2日におこなわれた第40回帝国議会予算委員第一分科会の席上で、河野徹志の質問に対し、7年制中学は「紳士教育ヲ主眼トスル」と回答する。「紳士教育」とは職業教育ではない高等普通教育で

¹³⁵⁾ 「第二十七回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科(外務省、司法省及文部省所管)會議録(速記)第三回」(1911年1月31日開催)、43頁。

¹³⁶⁾ 海部『臨時教育会議の研究』、342頁。

¹³⁷⁾ この久保田こそが、1899(明治32)年頃に「最高潮」にあった学制改革運動の「急先鋒」であったとするのは、『明治以降教育制度發達史』の執筆者であった松浦鎮次郎である。教育史編纂会編『明治以降教育制度發達史 第四卷』教育資料調査会、1938年、608頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/3036396/1/311> アクセス日:2023年7月21日。谷口琢男はこの記述から「明治期後半期の「学制改革問題」は、明治32年11月の帝国教育会においておこなわれた久保田譲の講演、「教育制度改革論」によって口火がきられたといわれている」と述べる(谷口琢男「「学制改革問題」と中等教育改革——明治後期・大正期の中等教育の一考察——」『茨城大学教育学部紀要』第19号、1970年、339頁)。しかしながら、松浦の記述をもって久保田が「口火をきった」と表現することはできないであろう。なお谷口は、久保田講演口火説に与するわけではなく、海後宗臣『日本教育小史』(日本放送出版協会、1940年、182頁 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1444706/1/98> アクセス日:2023年7月21日)の「近代教育制度の基本方式を定め得たと同時に、我が國教育界には學制問題が課された」という記述を引き、森による1886年諸学校令を学制改革問題の端緒とする。谷口「「学制改革問題」と中等教育改革」、339頁。如上のとおり、本稿もこの見解を共有する。

¹³⁸⁾ 第40回帝国議会衆議院予算委員会および第一分科会において岡田文相も、「7年制中学」や「7年中学」という名辞で説明をおこなっている。たとえば、以下を参照。「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科(外務省、司法省及文部省所管)會議録(速記)第二回」(1918年2月2日開催)、25、26頁。当初の構想が、小松原英太郎の7年制高等中学校構想と同じものであったことが窺われる。

¹³⁹⁾ 橋口菊「諮問第二号 高等普通教育ニ関スル件 その一」海部『臨時教育会議の研究』、347頁。なお以下、臨時教育会議の議事については、随時『臨時教育會議總會速記録 自一号至十号』(<https://www.digital.archives.go.jp/img/646166> アクセス日:2023年5月3日)、『臨時教育會議總會速記録 自十一号至二十号』(<https://www.digital.archives.go.jp/img/647651> アクセス日:2023年5月3日)を参照した。いずれも国立公文書館デジタルアーカイブにおいて参照できる。

¹⁴⁰⁾ 橋口菊「諮問第二号 高等普通教育ニ関スル件 その一」海部『臨時教育会議の研究』、347頁。

¹⁴¹⁾ 「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科(外務省、司法省及文部省所管)會議録(速記)第二回」(1918年2月2日開催)、26頁。

あり、「健全ナル常識ヲ十分ニ養成」するものである¹⁴¹⁾。また、林毅陸の質問に答え、職業教育を受けた人々が自らの故地を離れてしまうのに対して、そうした「紳士教育」を受けた人々は「地方ニ留リ、地方紳士トシテ」「國家ノ基礎トナル地方」の「健全ナル發達ヲ爲ス上ニ於テ」貢献するものもいるというのである¹⁴²⁾。

臨時教育会議総会では、久保田案に同調した江木千之は¹⁴³⁾、高等普通教育を「リベラルエデュケーション」と表現している。それは「何レノ國ニ於テモ此教育ハ必要ナモノデア、必ズシモ人ハ専門教育バカリニ走ルモノデハナイ、地方ノ自活體ナドノ仕事ニ當ルニハ、此高等普通教育ガ最モ必要ナモノデアト云フコトヲ理解サスヤウニ政府ガ導クト云フコトヲヤラナケレバナラス」と述べた¹⁴⁴⁾。

岡田にせよ江木にせよ、欧米の liberal education を範とする高等普通教育は、特定の職業に就くためのものではないため、修学者の職業に直結するものではないものの、地方に設置される高等（中）学校において高等普通教育をおこなうことによって、地方の発展に資する人材養成が可能となると考えていたのである。

久保田原案は、さらに修業年限 7 年（4 + 3 年または 5 + 2 年）、「上級ニ於テ之ヲ文科理科

ニ分ツ」こと、卒業者の大学入学可、設立は官公私がおこなうこと 4 つの項目が挙げられる。久保田原案にある、5 + 2 による 7 年制や卒業生に大学入学資格を与えることについては第二次高等学校令に採られることはなかったものの、7 年制学校において高等普通教育を実施するという根幹の部分はそのまま臨時教育会議の決定となったのである。

ただし実際には、7 年制高等学校は、文部省直轄学校としては如上の東京高校 1 校、公立校 3 校、私立校 4 校合わせて 8 校と台湾総督府によって台北に設置された高等学校¹⁴⁵⁾の計 9 校が 1920 年代に設置されたにとどまる。1918 年時点で岡田文相は「七年中學ヲ理想トシ、ソレカラ三年高等學校ハ、之ヲ過渡時代ノ制度」としたが¹⁴⁶⁾、「三年高等學校」が主体であり続けた¹⁴⁷⁾。

またそれと同様に「紳士教育」も大勢を占めることはなかった。たしかに、武蔵高等学校の創立に岡田文相や臨時教育会議委員が関わったこと、成城高等学校も臨時教育会議委員である沢柳政太郎が設立したことはある。さらに成蹊高等学校も臨時教育会議委員の三土忠造がその設立にかかわり、岩崎小弥太や今村繁三というイギリスのパブリック・スクール経験者がそ

¹⁴²⁾ 「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第二回」（1918 年 2 月 2 日開催）、27 頁。諮問第二号を議題として取りあげるにあたって演説をおこなった岡田文相は、「高等普及教育」という名辞も用いている。『臨時教育會議總會速記録』第十号、7 頁。

¹⁴³⁾ 江木千之は、文部省・内務省官僚を務め、のちの 1924 年には清浦奎吾内閣の文相ともなった人物である。

¹⁴⁴⁾ 橋口「諮問第二号 高等普通教育ニ関スル件 その一」、350-351 頁。なお、橋口は「自活體」とせず「自治体」と記している。ここでは『臨時教育會議總會速記録』（第十号、36 頁）の表記に従って引用した。

¹⁴⁵⁾ 1922 年 3 月 31 日付勅令第 157 号「臺灣総督府諸學校官制」（同年 4 月 1 日施行）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955013/1/39> アクセス日：2023 年 7 月 20 日

¹⁴⁶⁾ 「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第二回」（1918 年 2 月 2 日開催）、26 頁。

¹⁴⁷⁾ 7 年制高等学校の中でも、公立校の富山高等学校は 1943 年 3 月 30 日付勅令第 249 号による文部省直轄諸學校官制改正により国へ移管された際に、また大阪府立浪速高等学校は 1944 年に尋常科の募集が停止された際に、高等科のみの 3 年制高等学校となっている。

¹⁴⁸⁾ 甲南高等学校の設立には臨時教育会議委員が関わっておらず、明示的にパブリック・スクールを目指すことはなかったが、財団法人甲南学園理事長であり甲南学園の創立者である平生夙三郎は、1926（大正 15）年 4 月 11 日におこ

の設立を支援したことや東京高等学校がイギリスのパブリック・スクールを目指したこともある¹⁴⁸⁾。その結果、7年制高等学校の教育方針が臨時教育会議の答申に沿ったものとなったとはいえ、高等学校高等科における教育は予備（予科）教育であり続けた。

高校以外で設置数において目を引くのは、高商7校および高工6校（寺内内閣による神戸高工と計画外の仙台高工・明治専門学校を除く）である。高工の設置は20世紀初頭の菊池文相期から変化がない点ではあるが、高商7校の新設は目を引く。寺内内閣岡田文相期に計画された名古屋高等商業学校（1920年11月26日付勅令第551号（同年12月1日施行）による文部省直轄諸学校官制改正で設置）や文部省直轄学校ではないものの1919（大正8）年には台湾総督府によって高等商業学校も設置されており、この時期に高商の設立が相次いでいるのである。

7校の高商が設置された背景には、時代の変化を踏まえたふたつのキーワードが考えられる。ひとつは、貿易と殖民であり、もうひとつは工業経営である。

「高等諸学校創設及擴張計畫」に先立つ寺内内閣岡田文相期には、名古屋高商の設置のみならず各高商の拡張も計画された。1917（大正6）

年度の追加予算を審議する第39回帝国議会衆議院予算委員第一分科会において、岡田はその理由を「時局ノ必要上商業ニ關スル人ノ需要モ著シク増加致シマシタ爲メニ」と説明した¹⁴⁹⁾。また寺内内閣では、前章に記したように、1918（大正7）年度予算を審議する第40回帝国議会において東京外国語学校を拡張して殖民及貿易科の設置をおこなっている¹⁵⁰⁾。第一次世界大戦にともなう好況は造船を中心とした工業のみならず、貿易部門にも影響を与えていた¹⁵¹⁾。このため、高商で育成される商業人材にも目は向けられていた。

「高等諸学校創設及擴張計畫」によって設置された高商のうち、貿易と殖民とに目を向けていたことが典型的に現れているのは、横浜高商である。国内第一の国際貿易港である横浜の地に高等商業学校が設置されるのは、1923（大正12）年12月10日付勅令第501号（公布日施行）による文部省直轄諸学校官制改正においてである¹⁵²⁾。

1924年の開校から3年後、校舎も竣工なった1926年の10月21日に実施された開校式において、再び文部大臣となっていた岡田良平は、その祝辞において「抑々横濱ノ地帝都ノ關門ニ位シ開國以來世界交通ノ衝ニ當リ本邦貿易上最モ重要ナル地位ヲ占メ我國輸出入貿易總額ノ凡

われた甲南高等学校完成式並びに第1回卒業証書授与式における挨拶で、「本校ハ学校教育ノ現状ニ満足セザル有志ノ者共ガ集マツテ、知育偏重ノ弊ヲ避ケ、「人格ノ修養」「健康ノ増進」ヲ第一義トシ、「個性ヲ尊重シテ天賦ノ特性ヲ啓発スベク、知的教育ヲ施サン」トノ主旨ヲ以テ創立」したと述べている。『甲南学園50年史』、1971年、20-21頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12111951/1/21> アクセス日：2023年7月22日。またその学則の第1条においても「男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的」とするとされている。『甲南高等學校一覽 自大正十四年至大正十五年』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/922066/1/6> アクセス日：2023年7月22日。帝国大学入学のための予備（予科）教育を目指していないことは明らかである。

¹⁴⁹⁾ 「第三十九回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第一回」（1917年7月2日開催）、6頁。

¹⁵⁰⁾ 「第四十回 帝國議會 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議錄（速記）第二回」（1918年2月2日開催）、15頁。

¹⁵¹⁾ 武田晴人『日本經濟史』有斐閣、2019年、190-191頁。

¹⁵²⁾ 1923年12月11日付『官報』第3391号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955538/1/1> アクセス日：2023年7月23日

三分ノ一ハ實ニ本港ヲ經由ス。／政府ガ大正十二年十二月此地横濱高等商業學校ヲ創設シタルハ實ニ茲ニ觀ル所アリシナリ」（／は原文内の改行を表す）と述べた。田尻常雄校長も同様に式辞において、国際貿易港としての横浜港の重要性を述べたうえで「本校ガカカル地位ニアル關係上對外貿易或ハ海外發展トイフガ如キ事項ニツイテハ格段ノ注意ヲナシ研究ヲナシテ居ル積リデアリマス」と語っている¹⁵³⁾。「對外貿易或ハ海外發展」が横浜高商の使命であった。

その使命は、開校時からあったが、とくに「海外發展」において明確になるのは、1929年に修業年限1年の貿易別科が設置されたことである¹⁵⁴⁾。これは長崎高商への附設と同時であった¹⁵⁵⁾。なおこの4日後、山口高商にも貿易別科が設置されている¹⁵⁶⁾。貿易別科は中学校卒業生を主な対象とし、地域や学科目を限定した教育をおこなう課程である。

『横濱高等商業學校二十年史』は、「貿易別科設置の事由」として「不況は人口過剰現象として現はれる。この内地の過剰人口を海外へ移植

させ、かねて國意伸展を圖らうとする拓殖計畫が政府によって執り上げられ、その移植民の現地指導者を養成する」ことを挙げ、その「教育機關を本校と長崎、山口の三高商に附設することとなり、昭和四年四月、長崎、山口両校に支那貿易科、本校に南米貿易科が開設された」とする。「貿易別科」を「南米貿易科」と記していることからわかるように、「南米移住並に南米貿易に必要な学科を教授し、卒業後は直ちに南米に移住させるか或は南米貿易に従事せしむる方針」であった¹⁵⁷⁾。

別科のカリキュラムの特徴を、『横濱高等商業學校二十年史』はふたつ挙げている。ひとつは、第一外国語をスペイン語もしくはポルトガル語とし、週35時間の授業時間のうちその4分の1強にあたる9時間をあてたことである。もうひとつは、「農業大意」と週35時間の授業時間外に毎週一回以上の「農業実習」を課したことである。南米への移住を目指すことを明確に打ち出したものとなっている。実際、別科卒業生のなかにはブラジルに農業移住を果たした

¹⁵³⁾ 『横濱高等商業學校二十年史』、1943年、43-47頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1461482/1/38> アクセス日：2023年7月23日

¹⁵⁴⁾ 1929年5月4日付文部省令第24号（公布日施行）同日付『官報』第701号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957167/1/2> アクセス日：2023年7月23日

¹⁵⁵⁾ 1929年5月4日付文部省令第23号 同日付『官報』第701号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957167/1/2> アクセス日：2023年7月23日

¹⁵⁶⁾ 1929年5月8日付文部省令第25号 同日付『官報』第704号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957170/1/2> アクセス日：2023年7月23日

¹⁵⁷⁾ 『横濱高等商業學校二十年史』、67頁。ここでは長崎高商の貿易別科が「支那貿易科」と記されている。それは学校規則にある貿易別科の規定によれば「支那及南洋貿易ニ従事セントスルモノ」が対象となっていたことからであろう。『長崎高等商業學校一覽 昭和四年度』、44-46頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1448436/1/29> アクセス日：2023年8月18日。山口高商の貿易別科については、学校規則における貿易別科の規定にはその対象地域が記されていない。ただし、学科目は長崎高商と似通っており、中国貿易・南洋貿易がその目標とされていたと推察される。『山口高等商業學校一覽 自昭和四年四月至昭和五年三月』、74-75頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1449243/1/47> アクセス日：2023年8月18日。なお長崎・山口両高商には大正期に、自校卒業生を主な対象とした修業年限1年の、それぞれ「海外貿易科」（1917年5月29日付文部省令第6号 同日付『官報』第1446号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2953559/1/1> アクセス日：2023年8月18日）と「支那貿易講習科」（1916年4月7日付文部省令第10号 同日付『官報』第1102号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2953212/1/1> アクセス日：2023年8月18日。1919年4月に支那貿易科と改称）とが設置されていた。

¹⁵⁸⁾ 『横濱高等商業學校二十年史』、67-69頁。なお同様に移住・拓殖のための訓練機関として文部省直轄学校に設置されたものに、高農に設置された第一（盛岡高農）・第二（三重高農）・第三（宮崎高農）拓殖訓練所がある。貿易別科と

ものも出ている¹⁵⁸⁾。

横浜高商の事例は極端な事例とも言える。しかし中南米への進出を目指し、スペイン語科目を新規開講する高商は横浜高商に留まらず、「高等諸学校創設及擴張計畫」によって設置されたほかの高商にも見られる。高岡高商では、「只見校長在任中、商業教育に対する時代の要求として、当時の「海外発展という国策」に順応するため、海外経済事情を必修科目とし、南米への進出を想定しスペイン語を増設、その他科目全般にわたる改正を計画し」た¹⁵⁹⁾。

しかも、中南米は単なる移住地として想定されていたわけではない。たとえば1930年代の日本にとって、生糸に代わる新たな外貨獲得商品となっていた綿製品の輸出先として有望な市場であったし、日本が必要とする原材料の供給地であった¹⁶⁰⁾。

こうした海外発展に貢献する人材供給以外にも、日本における産業構造の転換は高商にあらたな人材育成を期待することになる。それが工業経営人材の育成である。日清、日露、そして第一次世界大戦という繰り返される戦争の結果、日本は工業、とくに重化学工業を発展させてきた。それを受け、高商は工業に関する科目の開講を始めていた。たとえば、長崎高商では開校当初のカリキュラムに「工業大意」という科目が含まれていた¹⁶¹⁾。また小樽高商でも開校時の当初カリキュラムに「工業大意」があった¹⁶²⁾。

さらに、20世紀初頭の米国における「科学的管理法」やドイツにおける経営経済学の登場を受け、日本においても経営にかかわる教育が高商ではじまる。日本における経営学者の先駆と考えられる上田貞次郎は、1916（大正5）年以

同様に中学校卒業生を対象とし、修業年限は1年であった。その設置時期は貿易別科よりも4年遅れた1933（昭和8）年のことであった。なお、第一と第二の移住目的地が「満蒙」であったのに対し、第三は南米であった。1933年4月28日付文部省告示第203号同日付『官報』第1895号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2958367/1/20> アクセス日：2023年8月22日

¹⁵⁹⁾ 『旧富山大学50年史』、521-522頁。 <https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/history/50th/> アクセス日：2023年7月23日。なお、明治期に設置された東京、神戸、長崎、山口、小樽の高商でもスペイン語が教授されている。高商におけるスペイン語教育については、以下の拙稿を参照。「旧制高等商業学校におけるスペイン語教育：山口高等商業学校の事例」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 148、2011年3月 (<http://hdl.handle.net/10441/9108>)、「高等商業学校とスペイン語教育」『小樽商科大学史紀要』第5号、2012年03月、43-45頁 (<http://hdl.handle.net/10252/4849>)、「官立高等商業学校における「第二外国語」教育の変遷：神戸高等商業学校のばあい」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 167 (<http://hdl.handle.net/10441/10594>)、2012年8月、「神戸高等商業学校におけるスペイン語教育の様相」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 198、2013年8月 (<http://hdl.handle.net/10441/12106>)、「戦前期高等商業学校における第二外国語教育：スペイン語を事例として」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 204、2013年12月 (<http://hdl.handle.net/10441/12148>)。

¹⁶⁰⁾ 坂野「旧制高等商業学校におけるスペイン語教育」、9-10頁。

¹⁶¹⁾ 1905年6月8日付文部省令第8号「長崎高等商業学校規程」同日付『官報』第6580号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2949913/1/1> アクセス日：2023年7月23日

¹⁶²⁾ 1911年2月7日付文部省令第4号「小樽高等商業学校規程」（同年4月1日施行）同日付『官報』第8286号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951640/1/1> アクセス日：2023年7月23日

¹⁶³⁾ 坂野鉄也「官立高等商業学校学科課程の変遷——大分高等商業学校を事例に——」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 306、2021年8月、26頁。なお同稿註134に記したように、上田貞次郎の長男である正一による『上田貞次郎伝』（泰文館、1980年、105頁）および片岡信之『日本経営学史序説』（文真堂、1990年、296頁）には、1909（明治42）年から東京高商本科において上田が「商工経営」を担当したとするが、当該年度の『東京高等商業学校一覽』に掲載された科目表に「商工経営」はなく、職員欄の上田の名の上にある担当学科目は「商業歴史、経済學」である。『東京高等商業学校学校一覽 從明治四十二年至四十三年』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813085> 最終アクセス日：2023年7月23日

降、東京高商専攻部で「商工経営論」を開講している¹⁶³⁾。

商工経営において特異な教育をおこなったのは、寺内内閣岡田文相期に設置計画がなされた名古屋高商である。原内閣期の1920(大正9)年11月26日付勅令第551号(同年12月1日施行)による文部省直轄諸学校官制改正により設置された名古屋高商の初代校長は、小樽高商でその創設を担い初代校長の任にあった渡邊龍聖である。渡邊は米国のコーネル大学で博士号を取得した倫理学者であったが、東京音楽学校の高師範学校からの独立に関わり、清国直隸袁世凱の学務顧問を務め、「行政官僚あるいは学校経営者として期待される一定の力量が備わっていた」¹⁶⁴⁾。

そうした渡邊に期待された役割は、時代にあった新たなタイプの高商創設だったように見える。実際渡邊は、第1回生が卒業する1924(大正13)年になると、高商では唯一の研究科、1年制の商工経営科を設置した。商工経営科は「商工業ノ経営管理ニ須要ナル知識技能ヲ修得セシムル」ことを目的し、「修業年限三年以上ノ實業専門学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者」を入学資格とするほか、「本校ニ於テ適當ト認メタル商工團體ヨリノ委託生」を受け入れた¹⁶⁵⁾。高商に限らず高工、高農を含めた実業専門学校出身者および企

業からの委託生に「経営管理」について教授するという全く新しい教育の場を提供するものであった。

そのカリキュラムでは、「生産経済学」「経営財務」「産業能率」「工業原料学」「経済数学」「統計学」「産業心理学」を必修科目としたほか、「産業施設及衛生」「労働組合」「機械及動力」「販賣及廣告」などを選択科目とした¹⁶⁶⁾。工業の経営管理に主眼を置いた構成になっている。

名古屋高商では開校時の本科のカリキュラムにおいても、第二学年の第一学期に「管理学」というこれまでの高商には見られない科目がある¹⁶⁷⁾。

また小樽高商での渡邊自らの先例にしたがった科目として「商品実験」がある。その開講目的について渡邊は、名古屋高商開校五周年式の式辞において「其直接目的は製造及取扱の方法、品位鑑定等になります。又間接には農工商の連絡を圓滿ならしめ、企業経営に便利を得せしめんとするのであります」と述べている¹⁶⁸⁾。製造業を含めた企業経営を意識した科目であることが窺われる。

企業経営、とりわけ工業系の企業経営を意識したカリキュラム編制は、ほかの高商にも見られる。たとえば、大分高商においても1933年におこなわれた3回目のカリキュラム改正において工業経営が意識しはじめられている¹⁶⁹⁾。

¹⁶⁴⁾ 中村治人「実業専門学校経営論に関する指摘考察ノート——渡邊龍聖『乾甫式辞集』に見られる商業専門教育』『名古屋大学史紀要』第5号、1997年3月、6頁。

¹⁶⁵⁾ 「商工経営科規則」『名古屋高等商業学校一覧 自大正十三年至大正十四年』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/941154/1/25> アクセス日：2023年7月24日

¹⁶⁶⁾ 「商工経営科規則」『名古屋高等商業学校一覧 自大正十三年至大正十四年』

¹⁶⁷⁾ 1921年2月26日付文部省令第11号「名古屋高等商業学校規程」同日付『官報』第2569号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954684/1/1> アクセス日：2023年7月24日

¹⁶⁸⁾ 渡邊龍聖『乾甫式辞集』名古屋高等商業学校、1929年、58頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1054524> アクセス日：2023年7月23日

¹⁶⁹⁾ 以下、大分高商のカリキュラムについては、坂野「官立高等商業学校学科課程の変遷」を参照。

¹⁷⁰⁾ 「経営経済学」は1929年の2回目のカリキュラム改正において新規開講された「企業経営論」に代わって登場した科目である。

名古屋高商と同じ「商品実験」が選択科目として加えられたほか、「経営経済学」が新たに開講された¹⁷⁰⁾。

「高等諸学校創設及擴張計畫」によって設置された高商では概ね 1920 年代半ばから 1930 年代にかけて企業経営にかかわる科目が新設されている¹⁷¹⁾。これは、明治期に設置された長崎、山口、小樽の三高商においても同じである¹⁷²⁾。また会計学においても、「工業会計」といった科目が新たに開講されたのも、文部省直轄の高商に共通することである。

こうした変化は、高商卒業生の就職先の変化にも繋がっている。本稿末尾に横浜高商の卒業生の卒業後 1 年後の就業業種の表を付した。それによれば、第 1 回卒業生は卒業後 1 年後の 1928 (昭和 3) 年 3 月時点で「銀行・信託」に就業している割合が最も高く、次いで「商事」がそれに続く。しかし、1929 年 3 月に卒業した第 3 回卒業生は、1930 年 3 月時点で「商事」の割合が最も高いものの、それに次ぐのは重工業以外の「その他工業」である。商業系である「銀行・信託」「証券・投資・拓殖」「商事」「保険」の 4 区分とそれ以外の比率では、1937 年 3 月に卒業した第 11 回卒業生以降では、後者が前者を上回るのである¹⁷³⁾。

7 年制高等学校の設置を含め「高等諸学校創設及擴張計畫」では高校の設置が目玉を引く。しかし、高工、高商も数多く設置された。工業系人材養成という点では、それ以前から変化はない。とはいえ、貿易や拓殖事業にかかわる、あるいは工業化の進展にともなって経営管理を担う商業系人材の需要も生み出していた。

しかし文部省直轄高商の設置は、1924 年の高岡高商が最後となる。新たな戦争の胎動が聞こえるかの如く、これまでとは異なるタイプの学校が現れ始めることになる。

6 戦時体制への転換：1939 (昭和 13) 年勅令第 586 号

寺崎昌男は、1947 年以前の旧制下における、専門学校や実業専門学校を含めた高等教育について以下のように述べる。

戦前の日本の高等教育のいわば「完成期」における学校分布、学生の量的構成を、大学令公布から二〇年ほど下った一九四〇年 (昭和一五) 度について確かめておこう。この年度を特記するのは、この年、旧制時代の高等教育全般が、最も安定した数的分布を示すからであり、同

¹⁷¹⁾ もっとも早いのは横浜高商で、1924 年の開校時から「商工経営」があった。彦根高商は 1926 年の第一回カリキュラム改正で「企業経営論」が追加された。以下、高岡高商 1930 年「商工経営」、和歌山高商 1934 年「経営学」、福島高商 1938 年「経営経済学」がそれぞれ開講された。唯一の例外は高松高商で、1941 年に高等商業学校標準教授要綱が策定され、「経営経済学」が含まれたことを受けて 1942 年に登場する。なお外地の総督府が運営する台北高商では 1928 年に「商工経営」が、京城高商 (1907 年に東洋協会により東洋協会専門学校朝鮮分校として設置され、1920 年私立京城高等商業学校に改称後、1922 年朝鮮総督府移管) では 1931 年に「経営学」がそれぞれ開講されており、時期は同じである

¹⁷²⁾ 山口高商の 1929 年「経営経済学」が最も早く、長崎高商 1930 年「商工経営」、小樽高商 1931 年「経営論」と続く。

¹⁷³⁾ なお、大分高商では第 1 回 (1925 年 3 月卒) ~ 第 18 回 (1941 年 12 月卒) までの卒業生 2,301 人の 1942 年 6 月 1 日時点の就業業種データがある。1935 年 3 月卒の第 11 回卒業生以降では概ね、商業系業種を工業系業種の就業者が上回っている。『大分高等商業学校二十年史』、189-193 頁。また、彦根高商の全卒業生の就業先・転職先を調査した今井綾乃によるデータを見ても、製造業に就業した卒業生の割合は 1935 年卒に一度高くなり、1936 年卒では商社が再び、最上位となるものの、1937 年卒以降では製造業が最大となり、1942 年卒では半数を超える。2023 年 8 月 8 日付私信。ただし、第 6 章で論じるように、高商卒業生の就業業種の変化は、日本を取り巻く状況の変化や戦時統制経済の影響によるものとも考えられる。

時に、一九二〇年以降の大学の量的拡大の頂点を示すからである¹⁷⁴⁾。

原内閣における「高等諸学校創設及擴張計畫」や大学令の言わば「到達点」を1940年度に見ることができるという見解である。

しかしながら、文部省直轄諸学校官制による学校設置を見る限り、この見解は容易に肯んずることは難しい。前章で示したように少なくとも「高等諸学校創設及擴張計畫」の終端は1925年であったと考えられる。そして、文部省直轄諸学校は1939年に大きな転換点を見出すことができる。

原内閣中橋文相期の1920年7月10日に開催された第43回帝国議会衆議院予算委員第一分科会では、1920年度の追加予算が議論された。文部省の追加予算案の説明に立った中橋は、神戸高等商船学校の創立と授業開始に伴う経費をあげる¹⁷⁵⁾。神戸高等商船学校は1920年8月12日付勅令第251号（公布日施行）による文部省直轄諸学校官制改正で設置され、秋田鉱山専門学校の下に加えられた文部省直轄学校である¹⁷⁶⁾。

商船学校としては初めて文部省直轄学校となった神戸高等商船学校は、もともと兵庫県にあった川崎商船学校が「政府ニ寄附」されたものである¹⁷⁷⁾。川崎商船学校は、川崎造船所の創業者であった「川崎正蔵ノ遺志ニ依リ高等海員養成ノ目的」のために、正蔵の養子となった甥川崎芳太郎が資金を提供し、1917（大正6）

年9月に文部省監督下の中等教育機関、甲種商船学校として設立された。ただし芳太郎は、専門学校令に基づく高等商船学校とすることを目指した。そこで政府に相談すると、「當時政府ニ於テモ高等商船學校設立ノ議」があり、献納を出願することとしたのである¹⁷⁸⁾。

高等商船学校は文部省直轄の「高級船員」を養成する学校であったが、ほかの直轄諸学校とは異なる学校であった。高商や高工などでは、在籍中の徴兵が猶予されたのに対して、高等商船学校の生徒は入学と同時に、海軍の兵籍に編入され、海軍予備生徒となり海軍兵学校生徒に準じることになる。

またそのカリキュラムにおいても海軍兵学校に準じた性格を持つ。航海科と機関科の2科に分かれ、修業年限はいずれも4年6ヵ月である。2年間の学科履修を終えたのち、いずれの科の生徒も海軍砲兵学校における6ヵ月間の「軍事學實習」があり、機関科の生徒はさらに海軍工廠での工場実習6ヵ月が課程に組み込まれている。また、卒業後は「海軍豫備員」となることも義務づけられている。高等商船学校は必要あらば、海軍の軍人にもなるものを養成する学校であった。

この後、神戸高等商船学校生徒は学校入学と同時に「海軍豫備員」となることが定められる。高等商船学校生徒の海軍予備員化のプロセスは1925年に文部省直轄の「東京高等商船學校」となる商船学校の歴史に見ることができる。

日本最初の商船学校は1875（明治8）年に

¹⁷⁴⁾ 寺崎『日本近代大学史』、216頁。

¹⁷⁵⁾ 「第四十三回 帝国議会 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第二回」（1920年7月10日開催）、25頁。

¹⁷⁶⁾ 1920年8月13日付『官報』第2410号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954524/1/1> アクセス日：2023年7月24日

¹⁷⁷⁾ 「第四十三回 帝国議会 衆議院豫算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）會議録（速記）第二回」（1920年7月10日開催）、25頁。

¹⁷⁸⁾ 「沿革」『神戸高等商船學校一覽 大正十一年／大正十二年』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/941347/1/7> アクセス日：2023年7月24日

東京に設置され、翌 1876 年 1 月に授業が開始された。神戸の事例と同様に、スタートは私立学校であった¹⁷⁹⁾。その後、農商務省所管となり、1885 (明治 18) 年に通信省が設置されると、通信省の所管となった。農商務省所管の学校となったとき、もともとの「三菱商船学校」から「東京商船学校」と名称が変更され、以後、通信省に所管は移ったものの通信省直轄学校として、船員養成の中心となった。

三菱商船学校は、設立時、通信省の前身である内務省郵便局の監督に属したが、「実際は監督官庁である郵便局の強い影響下にあ」ったとされる¹⁸⁰⁾。それもそのはずで、三菱商船学校は当時の内務卿大久保利通が「国家有事のときに備えるため」に「補助金を交付して」創設した学校であり¹⁸¹⁾、授業を開始する 1876 年 1 月に先立って 1875 年 12 月に「海軍大尉大坪正慎」が現役のまま「運用術教員」つまり航海術の教員となっている¹⁸²⁾。

『通信省海事一斑』(1893 年)の「商船学校」「沿革」には、通信省に移管される前年 1884 (明治 17) 年の事項として次の記載が見られる。

輓近大ニ海軍ノ擴張アリ艦船漸ク將ニ増

加セントス而シテ其任ニ當ルヘキ士官ハ海軍兵學校ノ業ニ己ニ之ヲ養成スルアリ其法固リ備レリト雖モ英國ノ如キハ常ニ多數ノ海軍豫備員ヲ養ヒ平時ハ散シテ商船ニ従事セシメ戰時ハ集メテ海軍ニ編成ス本邦ノ如キ亦此制ヲ斟酌シ適宜ノ方按ヲ設クルハ最モ急務ナルヲ以テ海軍省ニ協議シ本校教科ノ中ニ砲術ノ一科ヲ置ク八月本校生徒ハ總テ海軍士官ノ豫備員タルコトニ定メラレ¹⁸³⁾

イギリスの例に倣い、船員を戦時に召集する仕組みを作り、商船学校の学科目に砲術を加え、生徒は海軍士官予備員としたというのである。

ただし、この記述は学校一覧や学校規則のものとは若干の相違がある。『東京高等商船学校一覧 自大正十四年至大正十五年』の「沿革略」の「明治十七年」の事項でもたしかに学科目に砲術が加えられたことは記載されているが、「本校校則第一章ニ第三條ヲ追加シ本校生徒ハ海軍豫備員志願ノ者ニ限ル旨ヲ規定シ」と記されている¹⁸⁴⁾。当該の「校則」にあたると考えられる 1884 年 12 月 24 日付農商務省達第 40 号「東京商船学校規則」にも「第二條 本校生

¹⁷⁹⁾ 「沿革略」『東京高等商船学校一覧 自大正十四年至大正十五年』、1 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/941323/1/10> アクセス日：2023 年 7 月 25 日

¹⁸⁰⁾ 三鍋太郎「戦間期日本の商船教育：商船学校における船員養成」『大阪大学経済学』第 59 巻 1 号、2009 年、29 頁。

¹⁸¹⁾ 石丸安蔵「日本海軍の予備員制度について——制度の沿革と運用——」『防衛研究所紀要』第 19 巻第 1 号、2016 年 12 月、179 および 180 頁。『通信省海事一斑』(1893 年)の「商船学校」「沿革」(45 頁)にも「明治八年三菱會社ハ内務省ノ命ヲ奉シ商船学校ヲ設立ス」とある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/847163/1/30> アクセス日：2023 年 7 月 26 日

¹⁸²⁾ 「沿革略」『東京高等商船学校一覧 自大正十四年至大正十五年』、1 頁。大坪はその後、1884 (明治 17) 年 12 月 9 日付で「定限ノ年齢」に達したために海軍に退職を願い出た後 (国立公文書館デジタルライブラリー <https://www.digital.archives.go.jp/img/2526676> アクセス日：2023 年 7 月 26 日) も通信省の管轄下に移管された商船学校教授を務めた (国立公文書館デジタルライブラリー <https://www.digital.archives.go.jp/img/2533736> アクセス日：2023 年 7 月 26 日)。なお、海軍恩給令 (1883 年 9 月 11 日付太政官達第 38 号) によれば、大尉の「定限ノ年齢」は 45 歳であった。1883 年 9 月 11 日付『官報』第 62 号附録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943266/1/16> アクセス日：2023 年 7 月 26 日

¹⁸³⁾ 『通信省海事一斑』、48-49 頁。

¹⁸⁴⁾ 「沿革略」『東京高等商船学校一覧 自大正十四年至大正十五年』、5 頁。

¹⁸⁵⁾ 1884 年 12 月 24 日付『官報』第 449 号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2943654/1/1> アクセス日：2023 年 7 月 26 日

徒トナルヘキ者ハ海軍豫備員志願ノ者ニ限ル」にとある¹⁸⁵⁾。学校一覧・学校規則と『通信省海事一斑』との記述には、「志願」という言葉の有無という違いがある。

とはいえ学校一覧でも、翌「明治十八年」の事項には、「二月本校規則第一條第四條ヲ改正シ本校生徒ハ海軍士官或ハ准士官トシテ海軍兵籍ニ編入シ海軍一定ノ規則ニ依リ服役スヘキ者トセリ」とある¹⁸⁶⁾。商船学校生徒＝海軍予備員の仕組みができあがったような記述がある。

しかしながら、1886（明治19）年4月16日付勅令第19号による「商船学校官制」が制定された後の¹⁸⁷⁾、最初の規則改正にあたる同年4月28日付通信省告示第26号「東京商船学校規則」では、第二条においてはなお1884年規則と同様に、「本校生徒トナルヘキ者ハ海軍豫備員志願ノ者ニ限ル」とあり、あくまでも「志願」の文言がのこっている¹⁸⁸⁾。

また1887（明治20）年に北海道庁から通信省に移管された¹⁸⁹⁾、「函館商船学校規則」におい

ても「本校生徒ハ海軍豫備員志願ノミニ限ル」（第四条）として、「志願」の文言がある¹⁹⁰⁾。

商船学校規則から「志願」の文言が消えるのは、1896年のことである。それは船員教育体制の大きな変化を受けてのものであった。

1891年5月5日付勅令第45号「商船学校官制」の第二条において「大阪函館ニ商船学校分校ヲ置」くことが定められ、通信省直轄の商船学校の再編がなされた。1889（明治22）年4月に通信省に移管され、東京の商船学校の分校とされていた元大阪府立商船学校とともに¹⁹¹⁾、通信省所管函館商船学校が統合され、東京本校には本科が、大阪・函館分校には簡易科と別科のみが設置されることとなった。新たな船員教育体制に再編されたのである¹⁹²⁾。

この変更にとまなう学校規則が制定されるのは、5年後の1896（明治29）年4月10日付通信省告示第75号「商船学校規則」である。ここで初めて、「本校生徒ハ在学中竝ニ卒業後トモ海軍士官ノ豫備員トシテ兵籍ニ編入セラレ海

¹⁸⁶⁾ 「沿革略」『東京高等商戦学校一覧 自大正十四年至大正十五年』、5頁。ただし、1885年2月の規則改正は『官報』には見つからない。

¹⁸⁷⁾ 1886年4月17日付『官報』第835号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944048/1/3> アクセス日：2023年7月26日

¹⁸⁸⁾ 1886年4月28日付『官報』第844号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944057/1/1> アクセス日：2023年7月26日

¹⁸⁹⁾ 1887年12月28日通信省告示第252号 同日付『官報』第1351号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944586/1/5> アクセス日：2023年7月25日

¹⁹⁰⁾ 1888年5月17日付通信省告示第92号 同日付『官報』第1462号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2944699/1/1> アクセス日：2023年7月26日。なお函館商船学校も、1879（明治12）年に函館の船主小林重太郎らによって私設された学校である。文部省『産業教育八十年史』1966年、95頁。

¹⁹¹⁾ 「通信省第十四年報摘要」1901年6月13日付『官報』第5382号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948681/1/2> アクセス日：2023年8月6日

¹⁹²⁾ 1891年5月6日付『官報』第2352号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2945612/1/1> アクセス日：2023年8月27日。この際、あわせて学校名が「商船学校」に改められた。なお、分校化された元大阪府立商船学校もはじまりは、第12代住友吉左衛門らが起こした私立学校であった。商船学校規則は1896（明治29）年4月10日付通信省告示第75号（同日施行、1896年4月10日付『官報』第3831号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947110/1/2> アクセス日：2023年8月27日）によって全面改正され、分校規定は第四条となるが、その第四条は1901（明治34）年4月1日付通信省告示第175号（同日付『官報』第5320号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948617/1/5> アクセス日：2023年8月27日）によって削除されているため、東京本校大阪・函館分校体制はわずかな期間のみとなった。1902（明治35）年5月21日付『官報』第5661号（NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948964/1/4>）に掲載された「通信省第十五年報摘要」（1901年度分）の商船学校に関する記述によれば、分校簡易科の生徒（大阪148人、函館78人）は本校に収容されたとのことである。

軍一定ノ規則ニ據リ服役スルモノトス」(第三条)と規定されることになる¹⁹³⁾。商船学校入学と同時に予備員として海軍の兵籍に組み入れられることが明示されたのである。商船学校生徒は、船長や航海士、機関士になるための勉強をするというだけではなく、入学と同時に、戦時となれば海軍の要員となるべきものとして教育を受けることになった。

またこの新たな「商船学校規則」において、中等学校との接続が考えられるようになる。第二十二条一において入学者は「年齢十五年以上二十一年以下ノ者」と定められると同時に、第二十四条において「官立又ハ公立尋常中学校卒業ニシテ該校ノ品行端正學力優等ト證明シタル者」および「私立尋常中学校若クハ之ト同等以上ノ科程ヲ具備スル私立學校ノ卒業者」に対する無試験検定制度を定めた¹⁹⁴⁾。これにより、商船学校は中等学校に接続する高等実業学校と位置づけられることになった。

そして、1925(大正14)年4月1日付勅令第80号による文部省直轄諸学校官制改正(公布日施行)により、逋信省所管「商船學校」は「東京高等商船學校」として文部省に移管されることとなる¹⁹⁵⁾。

こうして文部省直轄学校となった東京高等商船学校も先の神戸高等商船学校も、実業専門学校のひとつとなったのだが、文部省の監督下にあった中等実業教育機関である「商船學校」との接続は考えられていなかった。商船学校も高等商船学校もそれぞれが完成教育の場として位置づけられていたのである。

中等教育機関としての商船学校は、実業学校令(1899年2月6日付勅令第29号(同年4月1日施行)¹⁹⁶⁾)に基づき、工業学校、農業学校、商業学校といった文部省監督下の中等実業学校と同様に、文部省令による規程(商船学校規程)によって定められた学校であった¹⁹⁷⁾。商船学校は、14歳以上で高等小学校卒業の学力を入学目安とする甲種と10歳以上で尋常小学校卒業を入学目安とする乙種の二種とされ、それぞれの種別ごとの修業年限や学科目などが定められた。

その設置は、1881(明治14)年4月に設立された鳥羽商船学校を例外とし、実業学校令および商船学校規程が出される数年前から徐々に始まった。粟島(香川)、大島(山口)、東野(広島)、弓削(愛媛)、川添(佐賀)、新湊(富山)、児島(岡山)、鹿児島といった場所に、県・郡・

¹⁹³⁾ 1896年4月10日付『官報』第3831号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947110/1/2> アクセス日:2023年8月27日。三鍋太朗は、『東京商船大学九十年史』(248頁)から「1904年の海軍予備員条例によって、入学の日より海軍の兵籍に編入され、卒業と同時に海軍予備少尉または予備機関少尉に任命されることになっていた」とする。しかし、1904年6月28日付勅令第179号「海軍豫備員條例」は第五条に海軍予備少尉候補生・海軍予備少機関士候補生の採用対象として逋信省所管商船学校卒業者を、海軍予備三等兵曹・海軍予備三等機関兵曹の候補者に「海軍大臣ノ允當ト認メタル商船學校ノ卒業者」を挙げ、その採用にあたって試験や教育の免除を規定しているにすぎない。1904年6月29日付『官報』第6298号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2949617/1/1> アクセス日:2023年7月30日

¹⁹⁴⁾ 1896年4月10日付『官報』第3831号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947110/1/2> アクセス日:2023年8月27日

¹⁹⁵⁾ 1925年4月1日付『官報』第3780号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955928/1/32> アクセス日:2023年7月30日。同日付逋信省令第18号(公布日施行)により「商船學校規則」は廃止された。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955928/1/6> アクセス日:2023年7月25日

¹⁹⁶⁾ 1899年2月7日付『官報』第4678号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947969/1/2> アクセス日:2023年7月30日

¹⁹⁷⁾ 1899年2月25日付文部省令第11号「商船學校規程」(同年4月1日施行)同日付『官報』第4693号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2947984/1/3> アクセス日:2023年7月30日

町・村立という形で地域が母体となって地域人材を養成することを目的に「地方商船学校」として誕生した¹⁹⁸⁾。

いずれの学校も最終的には、実業学校令および商船学校規程に則ってカリキュラムや設備を整備し、甲種商船学校となったが、その教育制度は、ほかの中等実業学校のものとはかなり異なっていた。その最たる相違は、「席上學科」と呼ばれる学科課程、いわゆる座学のほかに、その修業年限の半分を超える実習の制度にある。

地方商船学校でも航海科・機関科の2科のうちの、航海科にあっては2年間の席上学科修了後、海兵団における6ヵ月の軍事教育、1年間の学校の練習帆船あるいは民間会社の帆船での実習、さらに1年間は民間会社の汽船による遠洋航路実習と計2年半の実習があった。また機関科では、軍事教育を受けた後、6ヵ月は海軍工廠での、1年は民間造船所での計1年6ヵ月間の工場実習、そして民間会社の汽船実習1年が続く、軍事教育も含めると実習は3年間に及んだ¹⁹⁹⁾。

ただし、この実習、とくに練習帆船での実習の存在が、国からわずかな補助金はあるものの地方税を主として運営された地方商船学校経営を困難にしていた。限られた経費を工面し

て船を購入しなければならなかったため、購入できるのは性能の劣る旧型船であった。それは練習帆船の海難事故の多発を招いた。海難事故により、席上学科課程を終えた生徒、そして実習教育をおこなう教官の犠牲者がでることもあった²⁰⁰⁾。

こうした事案に対応するため文部省は、1930(昭和5)年になると、航海練習所を設置し²⁰¹⁾、地方商船学校の実習生を受け入れる施設をつくった。これは地方商船学校の文部省直轄化のはじまりでもあった。

もともと地方商船学校を通じて養成される船員は、地域に残り働く者と想定されていたが、第一次世界大戦中の海運好況期における船員不足などもあって遠洋航路の船員となっていくのが一般的となっていた。「卒業生はもっぱら国家的海運産業に従事するものであった²⁰²⁾。

そうした特別な背景が、地方商船学校を中等教育機関であるにもかかわらず、文部省直轄学校化の道を進ませることになる。1938年12月にはじまる第74回帝国議会において、平沼騏一郎内閣の荒木貞夫文相は「商船學校教育ノ國家的重要性ニ鑑ミ」て「地方商船學校ヲ廢合ノ上、國ノ經營ニ移」すと言明する²⁰³⁾。そして、1939(昭和14)年8月18日付勅令第586号

¹⁹⁸⁾ 文部省『産業教育八十年史』、97頁。

¹⁹⁹⁾ 文部省『産業教育八十年史』、101頁。

²⁰⁰⁾ 文部省『産業教育八十年史』、103-104頁。

²⁰¹⁾ 1930年5月29日付勅令第108号「公開練習所官制」(同年6月1日施行)、1930年5月30日付文部省令第15号「航海練習所規程」(同年6月1日施行) いずれも同年5月30日付『官報』第1023号 NDLDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957490/1/3> アクセス日: 2023年8月1日

²⁰²⁾ 文部省『産業教育八十年史』、105頁。

²⁰³⁾ 「第七十四回 帝國議會 衆議院豫算委員第二分科(内務省、文部省及厚生省所管)會議録(速記)第二回」(1939年2月6日開催)、21頁。

²⁰⁴⁾ 1939年8月19日付『官報』第3787号 NDLDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960281/1/4> アクセス日: 2023年8月1日。荒木文相は1939年1月27日に開催された第74回帝國議會衆議院豫算委員会において、地方商船学校のうちこの4校を先行させたのは、「國防上ノ必要」と「教育ノ關係」であり、4校中3校、富山、鳥羽、鹿児島については「海軍ノ鎮守府ノ關係ニ於テ決定」し、残り1校大島については、國防上、瀬戸内に求めなければならないこと、そして「交通ノ便益、教員ヲ得ルノ便否、四圍ノ環境、學校ノ設備、更ニ其ノ學校ノ歴史、或ハ傳統等ヲモ考慮」して決定した旨、答弁をおこなっている。「第七十四回 帝國議會 衆議院豫算委員會會議録(速記)第五回」

(公布日施行)による文部省直轄諸学校官制改正で富山、鳥羽、大島、鹿児島の商船学校4校が²⁰⁴⁾、翌1940(昭和15)年6月29日付勅令第441号(公布日施行)による改正で広島、粟島、弓削の3商船学校がそれぞれ文部省直轄学校となった²⁰⁵⁾。

地方商船学校の文部省直轄化にはもうひとつの背景もあった。地方商船学校の生徒もまた、高等商船学校の生徒と同様に海軍予備員制度に取り込まれていくのである。

1919(大正8)年3月11日付勅令第25号(公布日施行)により「海軍豫備練習生」制度が創設され、「甲種商船學校ヲ卒業シタル者ニシテ海軍豫備員タラムコトヲ志願スルモノニ就キ之ヲ採用ス」とされ、翌日付の海軍省令第5号において「海軍豫備練習生ノ兵籍ハ鎮守府司令長官之ヲ管シ其ノ身分ハ海軍一等卒ニ準ス」と定められる²⁰⁶⁾。そして、同年4月26日付海軍省告示第6号により甲種商船学校から海軍予備練習生制度の認定申請に関する手続きや認定期間が公示される²⁰⁷⁾。これにより、地方商船学校の卒業生を海軍に組み入れていく道が開かれる。

そして、入学した日から兵籍に組み入れることになるのは、地方商船学校の一部が文部省

直轄学校となったのと同じ日であった。如上の1939年8月18日付勅令第586号が公布された同日付海軍省令第16号(公布日施行、但し第二条については1940年4月1日以降入学者に適用)により海軍予備練習生規則が改正され、その第二条において「文部省直轄商船學校(以下商船學校ト称ス)生徒ハ入學ノ日ヨリ航海科又ハ機関科豫備練習生トス」と定められたのである²⁰⁸⁾。地方商船学校の文部省直轄化は、商船学校生徒を海軍の軍人とすることでもあった。

戦時体制への移行は、ほかの学校設置にも見られる。文部省直轄諸学校官制に含まれないけれども、1939年5月13日付勅令第315号(公布日施行)により七帝大六医科大学に「臨時附属医学専門部」が設置された²⁰⁹⁾。臨時医学専門部の設置は1937年7月からの日中戦争による医師不足に対応する措置であった。

医師と並んで不足が感じられていたのは、工業技術者である。地方商船学校の一部が文部省直轄学校に加えられた1939年8月18日付勅令第586号の3ヵ月弱前、5月22日には多数の高工の設置がおこなわれた。1939年5月22日付勅令第336号(公布日施行)による改正では、秋田鉱山専門学校の次に、室蘭、盛岡、多賀、大阪、宇部、新居浜、久留米高工が加えら

(1939年1月27日開催)、49頁。

²⁰⁵⁾ 1940年7月1日付『官報』第4044号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960542/1/1> アクセス日:2023年8月1日

²⁰⁶⁾ 1919年3月12日付『官報』第1980号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954094/1/1> アクセス日:2023年8月1日

²⁰⁷⁾ 1919年4月26日付『官報』第2017号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2954131/1/2> アクセス日:2023年8月1日。最初の認定校は、島根県立商船水産学校であり、1923年11月22日付『官報』第3376号において海軍省告示第10号として公示された。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955523/1/5> アクセス日:2023年8月1日

²⁰⁸⁾ 1939年8月19日付『官報』第3787号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960281/1/9> アクセス日:2023年8月1日。なお同じ『官報』には、同日付文部省令第48号(公布日施行)による「官立商船學校規程」も掲載されている。そこでは、修業年限6年(「席上課程三年練習三年」)、航海科・機関科別のカリキュラム等が定められている。

²⁰⁹⁾ 1939年5月15日付『官報』第3704号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960198/1/1> アクセス日:2023年8月11日

²¹⁰⁾ 1939年5月23日付『官報』第3711号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960205/1/1> アクセス日:2023

れている²¹⁰⁾。つまり高工7校が一気に設置されているのである²¹¹⁾。

1939(昭和14)年度予算案を審議する第74回帝国議会において文部省所管の予算案を説明した荒木文相は、「生産力拡充」をキーワードに「工業技術員ノ増加養成」を目指すことを述べる²¹²⁾。

生産力の拡充とは、直接的に国民の暮らしを豊かにすることを目的としているものではない。それは軍事を目的としたものである。1930年代の世界はブロック経済化が進展していた。イギリスは、1932年に「オタワ会議を開催して英帝国域内の特惠関税制度を主軸とする排他的な経済圏の形成を目指すことになる。このスターリングブロックの形成が日本やドイツに独自の経済ブロック建設を促すことになった²¹³⁾。これに呼応したのが円ブロックであり、すでに植民地となっていた台湾・朝鮮を含む日本と満洲、そして、1937年7月からはじまる日中戦争により占領された／占領しようとする中国本土がその圏域であった。生産力の拡充とは、この圏域の防衛＝「国防」のために必要な物資、軍需物資の生産力を拡充することを意味した。

そのはじまりは、1935年に陸軍参謀本部作

戦課長に着任した石原莞爾が組織した「日滿財政経済研究会」の発表した種々の生産力拡充計画である²¹⁴⁾。そしてそれは、陸軍省の計画としてまとめあげられていく。具体的には、「重要産業五年計画要綱」(1937年5月29日付)²¹⁵⁾、「重要産業五ヶ年計画要綱実施ニ關スル政策大綱」(1937年6月10日付)および「軍需品製造工業五年計画要綱」(1938年6月23日付)からなる。さらにそれは企画院による「生産力拡充計画要綱」となり、1939年1月に閣議決定されるに至る²¹⁶⁾。

この「生産力拡充計画要綱」を踏まえた教育政策が「工業技術員ノ増加養成」を目的とした工業系学校や帝国大学における増設・拡張であったはずである。しかしながら、先の1939年度予算案に対する荒木文相の答弁は4月の閣議決定の2ヵ月前であるし、閣議決定1ヵ月後に、予算措置のないなかで学校設置を決定することはできないであろう。荒木文相は、技術者の増加政策が「昭和十二年度以来」のことであったというのである²¹⁷⁾。

たしかに教育改革の動きは1937年にはじまっていた。1937(昭和12)年12月10日付勅令第711号は、首相の監督のもと「其ノ諮問ニ應ジテ教育ノ刷新振興ニ關スル調査審議」を

年8月1日

²¹¹⁾ 第74回帝国議会衆議院予算委員会において質問に立った立憲民政党の山本厚三は、「高等工業学校ヲ社会ノ實情ニ對應シテ、初メハ四校ト仰ツシヤツテ居ツタガ、近頃ハ十校ト云フコトニ世間ニ傳ハツテ居ル」と述べており、8校以上という可能性もあったようである。「第七十四回 帝國議會 衆議院豫算委員會議録(速記)第六回」(1939年1月28日開催)、32頁。

²¹²⁾ 「第七十四回 帝國議會 衆議院豫算委員會議録(速記)第二回」(1939年2月6日開催)、20頁。

²¹³⁾ 武田『日本経済史』、273頁。

²¹⁴⁾ 荒川憲一『戦時経済体制の構想と展開——日本陸海軍の経済史的的分析』岩波書店、2010年、54-55頁。

²¹⁵⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1445554> アクセス日：2023年8月4日

²¹⁶⁾ 「余録 極東裁判・平沼個人最終弁論」『平沼騏一郎回顧録』1955年、307-308頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2974507> アクセス日：2023年8月4日。なお、「生産力拡充計画要綱」については以下で確認できる。国立公文書館アジア歴史資料センター <https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C12120071600> アクセス日：2023年8月4日

²¹⁷⁾ 「第七十四回 帝國議會 衆議院豫算委員會議録(速記)第二回」、20頁。

²¹⁸⁾ 1937年12月10日付『官報』第3283号号外 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959769/1/18> アクセス日：2023年8月2日

おこなう機関として教育審議会を設置するものであった²¹⁸⁾。ただしその答申が出たのは、3年弱後の1940年9月である。

天野為之は、高等工業学校などの政策に影響を与える「専門学校ニ関スル要綱」を含む答申が出される以前に「専門学校教育は、総力戦体制下で国家目標の達成といういわば新しい「国家ノ須要」の充足へと、その発展の軌道修正を求める圧力を受けはじめていた」とし、とりわけ工業系学校や大学の理工系学校における変化を指摘する²¹⁹⁾。そして天野は、教育審議会の答申にはこうした「圧力」が「若干温和な形であるが、しかし直接的に表現されている」という²²⁰⁾。総じて言うならば、それは「戦時体制下での国家目標の遂行に「須要」な各種の人材養成にあたる諸学校の「拡充整備」であった²²¹⁾。

教育審議会の答申にかんしては、「文部省の別動隊²²²⁾」とも言われる財団法人実業教育振興中央会が発行する雑誌『實業教育』第2巻第10号(1940年10月)に掲載された「高等教育に関する教育審議会答申 附 田所特別委員長報告要領」という記事で見ることができる²²³⁾。

このなかの「専門学校に関する要綱説明」では、元文部次官の田所美治が要綱の項目についてひとつひとつ説明をおこなっている。産業発

展と実業専門学校との関係を扱う要綱第六項および第九項の説明では、「戦時体制下の国家目標」が具体的に示されている。

それは、「国防の充實、生産力の擴充等に関する國策」「日滿支を一體とせる經濟産業の根本國策」である。つまり、「生産力の擴充」は「国防の充實」のためであり、「日滿支を一體とせる經濟産業」の確立なのであった。それは1935年に石原が構想させた路線と同じであり、そのための工業技術者の養成のための計画は遅くとも1937年には着手されていたのである。

商船学校7校や²²⁴⁾、如上の7校に加え長野高工が設置され計8校となった高工以外にも²²⁵⁾、「国防の充實」のための「生産力の擴充」あるいは戦時体制下において種々の学校が設置されていく。「大正九—昭和五年の一〇年間に上まわる、学校増設のブーム期²²⁶⁾」であった、1936年から1944年までの間に、道府県立師範学校の文部省への移管(56校)と青年師範学校の設置(47校)を含む多数の学校が新たに文部省直轄学校に加えられた。

そのなかには医学専門学校も含まれていた。文部省直轄の医学専門学校は大正期に全て医科大学となっていた。その六医科大学および七帝大に「臨時附属醫學専門部」が設置されたこと

²¹⁹⁾ 天野『近代日本高等教育研究』、331-332頁。

²²⁰⁾ 天野『近代日本高等教育研究』、332頁。

²²¹⁾ 天野『近代日本高等教育研究』、333頁。

²²²⁾ 三好信浩『日本商業教育発達史の研究』風間書房、2012年、547頁。

²²³⁾ 「高等教育に関する教育審議会答申 附 田所特別委員長報告要領」『實業教育』第2巻第10号、14頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1594409/1/5> アクセス日：2023年8月2日

²²⁴⁾ ただし、米國との直接戦争が始まった1941年12月には、高等商船学校2校と商船学校7校はいずれも通信省に移管されることになった。1941年12月18日付勅令第1146号により「高等商船学校官制」(1942年1月1日施行)が、同日付勅令第1147号により「商船学校官制」(1942年1月1日施行)が定められ、高等商船学校も商船学校も「通信大臣ノ管理ニ屬ス」とされたのである。なお同日付勅令第1162号による文部省直轄諸学校官制改正でこれら9校は削除となった。1941年12月19日付『官報』第4486号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960986/1/3> アクセス日：2023年8月1日

²²⁵⁾ 長野高工の設置は、1943年3月30日付勅令第249号(同年4月1日施行)の文部省直轄諸学校官制改正による。1943年3月31日付『官報』第4863号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961368/1/3> アクセス日：2023年8月4日

²²⁶⁾ 天野『近代日本高等教育研究』、340頁

はずで述べた。それらに加えて前橋、青森、松本、徳島、米子に医学専門学校が設置されているのである。長野高工と同じ1943年3月30日付勅令第249号（同年4月1日施行）の文部省直轄諸学校官制改正によって前橋に²²⁷⁾、翌1944年3月28日付勅令第165号（同年4月1日施行）による改正によって青森、松本に²²⁸⁾、翌1945年3月27日付勅令第131号（同年4月1日施行）による改正によって、徳島、米子にそれぞれ設置された²²⁹⁾。

加えて、1944年3月28日付勅令第165号による文部省直轄諸学校官制改正では、もうふたつ大きな変更があった。まずひとつは、高等工業学校の名称が工業専門学校になるなど、高等実業学校の名称が「専門学校」に統一されたことである。

そしてもうひとつは、高商の「転換」である。彦根・和歌山・高岡の3高商が工業専門学校に、長崎・名古屋・横浜の3高商が工業経営専門学校に転換され、再設置された。残りの高商も経済専門学校に、東京商科大学は東京産業大学に、神戸商科大学は神戸経済大学に名称変更された。「商業」という名辞が徹底的に排除されていく。

「高等諸学校創設及擴張計畫」によって高岡

高商が設置された1924年以降、高商は文部省直轄学校としてただのひとつも設置されることはなかった。「生産力擴充」には工場経営が必要とされたであつたらうし²³⁰⁾、教育審議会答申においては「専門学校に關する要綱」の第七項において「海外發展の重要なるに顧み拓殖及貿易に従事する者に必要なる専門学校程度の教育を擴充整備すること」が挙げられているにもかかわらず、答申の出た1940年以降に高商が擴充されることはなかった。

「高等諸学校創設及擴張計畫」期において高商が期待されたと考えられる役割はそのまま必要とされていたにもかかわらず高商の新設・擴充はなく、1944年には3高商が工業専門学校に転換されているし、長崎・横浜といった「拓殖及貿易」に特徴をもつ高商は工業経営専門学校にされているのである。

1938年3月31日付法律第55号「國家總動員法」は²³¹⁾、「戰時（戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用」することを目的としたものであつた²³²⁾。「人的及物的資源」が「統制運用」されるという時代にあつて、ヒト・モノを差配する企業活動の自由度はほばない状態となつ

²²⁷⁾ 1943年3月31日付『官報』第4863号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961368/1/3> アクセス日：2023年8月6日

²²⁸⁾ 1944年3月29日付『官報』第5160号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961666/1/3> アクセス日：2023年8月6日

²²⁹⁾ 1945年3月28日付『官報』第5458号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961957/1/3> アクセス日：2023年8月21日。なお、この勅令による文部省直轄諸学校官制改正では、樺太にあった医学専門学校、師範学校、青年師範学校が文部省に移管されている。「帝国憲法体制における異法領域」（遠藤正敬『近代日本の殖民地統治における国籍と戸籍：満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010年、127頁。）＝外地である樺太の「内地化」が教育法制において現れたこととなる。

²³⁰⁾ じっさい、第5章で述べたように、横浜高商の第11回卒（1937年3月卒）では工業系企業への就業が半数を超えている。

²³¹⁾ 「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とされ、同年5月3日付勅令第315号（1938年5月4日付『官報』第3397号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959888/1/2> アクセス日：2023年8月2日）によりその施行日が1938年5月5日とされた。

²³²⁾ 1938年4月1日付『官報』第3371号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959861/1/1> アクセス日：2023年8月2日

た。「従業員の雇入制限、移動制限、賃銀の統制、生活必需品の配給」といったなかでは²³³⁾、商業活動における裁量はなくなった。商業教育の必要性も著しく低下することになる。

文部省直轄学校ではないものの、中等教育機関の商業学校への影響はより強く表れていた。『産業教育八十年史』ではそれを「1 中等教育一元化問題」「2 中等商業教育不要論」「3 商業教育に対する教育統制」「4 商業教育の工業教育への転換」と4つの時期ごとの特徴を描出している²³⁴⁾。

はじめは「國家總動員法」が公布・施行された1938（昭和13）年である。12月文部省の教育審議会で学制改革案が審議されるなかで、実業学校の解体・中等教育の中学校への一元化が議論された。これに対しては、実業学校側から完成教育であることを理由とした抵抗があったため立ち消えとなった。しかし完成教育を前面化したことによって、1940年12月になって「實業學校卒業生進學制限ニ關スル文部省通牒要項」として上級学校への進学者の制限に至る。これにより商業学校や工業学校などの実業学校から高等実業学校への進学だけでなく、高商や高工などから大学への進学者を卒業生の1割に制限、しかも進学機会は卒業時のみに限定されることになる。

米国との戦争が始まる1941年ごろになると、「従来の商業学校の教育の中核的学科目であった模擬商業実践が自由主義経済を前提とするという理由のもとに実質的には消滅させられ

る²³⁵⁾。加えて、翌1942年6月には、東條英機内閣橋田邦彦文相から中等商業教育不要論が口にされる。

さらに翌1943年には同年1月20日付勅令第36号により「中等學校令」（同年4月1日施行）により、中学校、高等女学校、実業学校に対する通則が登場する²³⁶⁾。そこでは、学校種を問わず修業年限が1年短縮され、4年とすることが本則とされる。

「中等學校令」に合わせて制定された「實業學校規程」（1943年4月1日施行）では、修業年限短縮に伴い改めて「實業學校實業科科目」が指定される。商業学校では科目数が削減され、学習内容の変更もおこなわれた²³⁷⁾。「中等學校令」においては第一条でその目的が「皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ實業教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ爲ス」とされたことに伴い、従来の「商事要項」という科目が「商業の国家機能における役割を中心とした「商業経済」に置き換え」られた。また、簿記会計の内容は「工業経営・工場管理・原価計算を中心とする」ものに改められ、「商品」も「工業および資材」という狭い範囲に限定」されることになった²³⁸⁾。商業の全般的な知識や技術というよりも、国家にとって必要となる限定的技術のみが教えられることになったのである。

そして1941年10月12日に閣議決定された「教育ニ關スル戰時非常措置方策」によって、「男子中等商業学校は、翌年度から工業・農業・女子商業の学校に転換するものを除いてその他

²³³⁾ 武田『日本経済史』、280頁。

²³⁴⁾ 以下、『産業教育八十年史』（77-80頁）参照。

²³⁵⁾ 『産業教育八十年史』、78頁。

²³⁶⁾ 1943年1月21日付『官報』第4805号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961309/1/4> アクセス日：2023年8月9日

²³⁷⁾ 1943年3月2日付「實業學校規程」同日付『官報』第4838号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961343/1/7> アクセス日：2023年8月9日

²³⁸⁾ 『産業教育八十年史』、79頁。

は整理統合」されることとなった。その結果、1938（昭和13）年度において公立213校・私立137校、合わせて300校を超えた商業学校は²³⁹⁾、1944（昭和19）年には男子商業学校48校・女子商業学校53校の合わせて101校にまで減少する²⁴⁰⁾。

こうした商業教育を不要とする動きは、高商にもあらわれていた。1944年には工業専門学校や工業経営専門学校に転換される学校もあったことはすでに述べたが、カリキュラムでは、商業学校に先行し、早くも1941年には新たな動きが始まっていた。

1941年7月、財団法人実業教育振興中央会が設置した高等商業学校教授要綱調査委員会は「高等商業学校標準教授要綱」を発表した。如上的とおり、財団法人実業教育振興中央会は「文部省の別動隊」であり、調査委員会も文部大臣官邸において開催されている²⁴¹⁾。その調査委員会が発表した「高等商業学校標準教授要綱」は、1942年度以後の官公私立高等商業学校のカリキュラムに大きな影響を与えることになる²⁴²⁾。

とくに注目すべきは、必修科目における商業学系学科目と経済学系学科目の比率である。たとえば、大分高商ではその設置された当初、1922年度のカリキュラムにおいては商業学系

学科目は経済学系学科目のおよそ5倍の学習時間であった²⁴³⁾。しかし、「高等商業学校標準教授要綱」では、3学年間の必修科目において経済学系学科目の学習時間が、商業学系学科目のそれを上まわっているのである²⁴⁴⁾。

戦時統制経済下では、経済学系学科目は必要とされても、商業学系学科目は商業学校と同様に、経営学や、工業に関わる会計学のみで充分とみなされたのである。

1944年に高等商業学校の名称が経済専門学校に変えられるとともに、一部の高商が工業専門学校に転換させられたり、工業経営専門学校に転換させられた。そして文部省直轄のそれぞれの専門学校は統一カリキュラムが設定されることになる。経済専門学校について規定した1944年4月5日付文部省令第18号「官立経済専門学校規程」（同年4月1日適用）では「商業」という名辞はわずかに経済学系学科目のひとつ「商業経済」に残るのみとなり、商業学系学科目は「経営学」という括りに取って代わられた。カリキュラムは経済科と東亜科の2科それぞれに定められたが、経済科の3年間における経済学系学科目の総学習時間が700時間であるのに対し、経営学系学科目の総学習時間は805時間である。経営学系学科目の学習時間が上まわっている。ただし、805時間中175時間

²³⁹⁾ 『文部省第六十六年報 自昭和十三年四月至昭和十四年三月 上巻』文部省、1949年、399-400頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9527611/1/215> アクセス日：2023年8月9日

²⁴⁰⁾ 『産業教育八十年史』、79頁。

²⁴¹⁾ 「高等商業学校標準教授要綱」『実業教育』第3巻第7号、1941年7月、2頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1594417/1/6> アクセス日：2023年8月8日

²⁴²⁾ 文部省直轄学校であった高商11校では1942年度においていずれもカリキュラム改正がおこなわれている。たとえば大分高商では、標準教授要綱で示された分科制が採用されるなど標準教授要綱に準拠した形でのカリキュラム改正がおこなわれた。坂野「官立高等商業学校学科課程の変遷」、34-39頁。

²⁴³⁾ 坂野「官立高等商業学校学科課程の変遷」、12頁。

²⁴⁴⁾ 「高等商業学校標準教授要綱」6-7頁に掲載の「高等商業学校学科目配当表」による。「専門学科目」の「経済学」として挙げられている学科目の週あたり授業時間数を合計すると20時間になるのに対して「商業学」の学科目として挙げられているものを合計すると17時間となる。中学校出身者向け「簿記」3時間と「珠算・商業文」1時間を足すならば、中学校出身者では21時間となり、経済学系学科目の授業時間数を上まわる。とはいえ、開校時の比率に比べると、経済学系学科目の比率が高まっていることは確かである。

は「実務実習」であり、座学としては経済学系学科目の方が多い²⁴⁵⁾。

「生産力拡充」は、日中戦争開戦以前の段階から教育政策に政策に影響を与えてきた。それは明治期から続く工業技術者養成数拡大の流れの延長線上にあった。しかし昭和期のものは「商業」技術者を削り、工業技術者に振り替えるものであった。そして、そこに留まることはなかった。

「中等学校令」と同じ1943（昭和18）年1月20日付で文部省直轄学校にかかわるふたつの勅令も同時に出ることになる。これらの勅令によって「高等学校令」と「専門学校令」とが改正される。いずれもそれぞれの学校を規定する第一条に変更が加えられた。高校は、「皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成シ大學教育ノ基礎タラシムルヲ以テ目的トス」とされ²⁴⁶⁾、専門学校は、「皇國ノ道ニ則リテ高等ノ学學術技藝ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス」とされた²⁴⁷⁾。

1943年の「中等学校令」「高等学校令」「専門学校令」に示された「皇國ノ道」とはもはや「生産力の拡充」ではなく、別の目的が設定されている。「中等学校令」「高等学校令」の改正

および「大學令」内の「大學豫科」修業年限の改正において示されたのは修業年限の1年短縮であった。つまり、修業年限短縮による徴兵の道である。

大学および専門学校の修業年限は1941年すでに3ヵ月短縮されていた。翌1942年には高校および大学予科も合わせて6ヵ月短縮された。そして1943年4月より、如上のとおり、中等学校、高校および大学予科で1年短縮され、さらに10月1日付勅令第755号「在學徴集延期臨時特例」（公布日施行）が出され、兵役法第四十一条第四項により「當分ノ内在學ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ズ」として在学事由による徴集の延期は停止された²⁴⁸⁾。

「徴兵令」の改正により1927（昭和2）年3月31日付で制定された法律第47号「兵役法」（同年12月1日施行）が²⁴⁹⁾、1939年3月8日付法律第1号（一部条項を除き1939年4月1日施行）によって改正され定められた第四十一条第四項とは、「戦時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」というものであり²⁵⁰⁾、1943年勅令第755号により「理工医系や教員養成系などは入営延期の措置がとられたものの、男子学生生徒（学徒）は、満20歳になれ

²⁴⁵⁾ 1944年4月5日付『官報』第5165号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11286397/1/2> アクセス日：2023年8月18日

²⁴⁶⁾ 1943年1月20日付勅令第38号（同年4月1日施行）同年1月21日付『官報』第4805号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961309/1/4> アクセス日：2023年8月13日

²⁴⁷⁾ 1943年1月20日付勅令第39号（同年4月1日施行）同年1月21日付『官報』第4805号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961309/1/4> アクセス日：2023年8月13日。なお、同勅令によって従前の「實業専門学校」は「専門学校」に統合された。

²⁴⁸⁾ 1943年10月2日付『官報』第5018号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961523/1/2> アクセス日：2023年8月13日

²⁴⁹⁾ 1927年4月1日付『官報』第74号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2956533/1/5> アクセス日：2023年8月13日

²⁵⁰⁾ 1939年3月9日付『官報』第3651号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960144/1/1> アクセス日：2023年8月13日

²⁵¹⁾ 西山伸「1939年の兵役法改正をめぐって——「学徒出陣」への第一の画期として——」『京都大学大学文書館研究紀要』第13号、2015年3月、44頁。

ば徴兵検査を受け、合格すれば陸海軍に入隊することとなった²⁵¹⁾。

つまり、「皇國ノ道ニ則」った「國家有用ノ人物」とは謂わば、工業技術者・医師・教師とならない限り、軍人として国に貢献する者を意味した²⁵²⁾。

戦時体制下においてはもはや、国家に貢献する、国家に有用な者のみが求められていた。それは、工業技術者・医師であり、有事にはいつでも徴集できる海員であり、そうでなければ軍人であった。「国防」に直結する学術技芸のみが求められ、それ以外は不要となり、ただ身体のみが兵士として求められたのである。

7 おわりに

1872（明治5）年の「学制」にはじまる日本の近代教育制度は、「学制」を廃した1879（明治12）年教育令、初代文部大臣森有礼による1886（明治19）年のいわゆる「諸学校令」により確立されたと言える。しかしながら、小学校と大学との間に位置する中等教育機関や、中等教育機関に接続する高等教育機関の制度は「学制改革問題」として長く議論され続けることとなった。

ただし、そこにおいては中等学校、とくに中学校についてはその議論のなかに組み入れられることはなくなる。尋常中学校の名称が中学校に改められた1899年中学校令は、その後、1943年中等学校令まで大きな変化はない。もっと言えば、「学制」以来変わらず、中学校は小学校においてなされた普通教育の上に高等普通教育をなす学校として位置づけられ続けてきた。また中等実業学校にしても、同じ1899年に公布・施行された実業学校令に基づき、商業学校規程、工業学校規程、農業学校規程、商船学校規程が定められ、その制度の枠組みが定められ、それは、1943年の実業学校規程まで大きな変化はないのである。

そしてこれらの中等教育機関は、原則、地方税によってまかなわれる公立校もしくは私人によって運営される私立校であった。国の政策を直接的に反映させることは限定的となる。

それに対し、帝国大学との接続をどのようにおこなうのかにかかわる予備（予科）教育と、高度の実業教育、すなわち、中等教育機関を終えた後の教育については文部省直轄諸学校の設置、その定員や予算の増減などの形で国が直接、関与することができた。「学制改革問題」の焦点もここにあった。本稿のテーマもそこに

²⁵²⁾ 1937年以降の教育政策は戦争に必要な「人的資源」の配分の問題であり、もはや文部省ではなく企画院（1943年以降は軍需省）の「計画的施策思想が教育政策のなかに導入されていった」と、伊藤彰浩は指摘する。伊藤『戦間期日本の高等教育』、218-219頁。なお、「人的資源」論と教育政策については、同書七章において詳述されている。また、工業技術者や医師も「人的資源」として管理の対象となっていた。同書、208-209、212-213頁。工業技術者の管理については「学校卒業生使用制限令」（1938年8月23日付勅令第599号（公布日施行）1938年8月24日付『官報』第3493号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959984/1/2> アクセス日：2023年8月21日）があり、また「国民職業能力申告令」（1939年1月6日付勅令第5号（1939年1月20日施行「但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規程ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス」）1939年1月7日付『官報』第3600号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960093/1/2> アクセス日：2023年8月21日）では、16歳以上50歳未満の「施行地内ニ居住スル」「帝國臣民」男子のうち、さまざまな技術者や職工が管理の対象となっていた（詳細は、1939年1月18日付厚生省告示第5号（日付『官報』第3609号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960102/1/15> アクセス日：2023年8月21日）を参照）。医師の管理については「醫療関係者職業能力申告令」（1938年8月23日付勅令第600号（公布日施行）1938年8月24日付『官報』第3493号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959984/1/2> アクセス日：2023年8月21日）がある。また船員についても「船員職業能力申告令」（1939年1月28日付勅令第23号（公布日施行）1939年1月30日付『官報』第3619号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960112/1/1> アクセス日：2023年8月21日）がある。

ある。

文部省直轄諸学校官制に見える教育政策の変遷は、以下のとおり、概ね5つの時期区分を行うことができる。

第Ⅰ期

文部省直轄諸学校という枠組みや仕組みが確立する1891年から1901年の初期

第Ⅱ期

高等学校からの医学部分離に端を発する高等学校と（実業）専門学校という二系統の誕生と（実業）専門学校の増設期

第Ⅲ期

日露戦争後の1906年から1920年代中葉までの地方における文部省直轄諸学校増設期

第Ⅳ期

1920年代後半から1930年代末の端境期

第Ⅴ期

1930年代末からの「国防」目的の生産力拡充あるいは戦争遂行のための文部省直轄諸学校拡大期

この5期のうち、第Ⅱ期以降、常に注力されてきたのは、工業系技術者の養成、すなわち高工の拡大である。第Ⅰ期の終わりには2校のみであったものが第Ⅴ期には高商から転換した工業専門学校を加えると、29校となっている。その第Ⅴ期には高校26校を数のうえで上まわる。実業専門学校のなかで比較するならば、第Ⅱ期以降、つねに高商、高農よりもその数は多い。

これは日本という国家の工業化を牽引することを目的としたものであり、第Ⅱ期の第1次桂太郎内閣菊池大麓文相期に明確化され、その後も一貫した政策であった。高校の増設が帝国大学進学を目指すという、謂わば「民意」を反映したものであったのとは対照的である²⁵³⁾。

また、実習施設の設置・備品の整備などを含め学校設置に多大な費用を要する高工は、民間資金による学校設置が容易ではなく、私立学校が生まれにくかったという背景もあろう。

第Ⅴ期に入りその目的が「国防」のための生産力拡充となったとはいえ、文部省直轄高工の設置が国家需要によるという点では、最初の文部省直轄高工である東京高工の前身である東京工業学校、あるいはその前身である東京職工学校の設置以来、変化はない。

同様に国家需要であると考えられる教員養成が、主に公立師範学校に中心に展開され、高師が東京・広島・金沢（1944年3月18日付勅令第132号²⁵⁴⁾）・岡崎（1945年3月27日付勅令第131号²⁵⁵⁾）、女高師が東京・奈良・広島（1945年3月27日付勅令第131号²⁵⁶⁾）の合わせて7校に留まったのとは大きな相違となっている。

また高商との比較で言えば、第Ⅱ期あるいは明治期の終わりまで校数において大きな差のなかった高商との差が大きく開いていくこととなるのは、この国家需要の有無であろう。高商も第Ⅲ期には国家需要が生まれ、増設数は高工と大差はないものの、第Ⅴ期の戦時体制において

²⁵³⁾ 寺崎昌男は、大正期の高等教育拡張を明治中期の「政府指導による先取りの改革の性格」に対し、「追隨的改編という性格をより強くもっていた」とする。寺崎昌男「日本における近代学校体系の整備と青年の進路」『教育学研究』第44巻2号、1977年、53頁。学校種を踏まえて考えると、「追隨的」性格は高校により強く現れたとみるべきであろう。

²⁵⁴⁾ 1944年3月20日付『官報』第5153号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961659/1/1> アクセス日：2023年8月21日

²⁵⁵⁾ 1945年3月28日付『官報』5458号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961957/1/3> アクセス日：2023年8月21日

²⁵⁶⁾ 1945年3月28日付『官報』5458号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2961957/1/3> アクセス日：2023年8月21日

は商業教育不要論の出るなかで寧ろ縮小させられることになる。

学校種間の違い以外で、文部省直轄諸学校の変遷においてキーワードとなるのは地方である。第Ⅰ期までは文部省直轄学校は高校を除き、東京に集中していた。それは政友会が誕生し、その政治的影響力が強まる第Ⅲ期に地方へと拡散していくことになる。

地方への文部省直轄学校の拡散は、政友会総裁である西園寺公望が首相となり、牧野伸顕が文部大臣となったときにはじまり、政友会の支援が必須であった寺内正毅内閣岡田良平文相期でさらに増幅され、原敬内閣中橋徳五郎文相期の「高等諸学校創設及擴張計畫」によってピークを迎えることになる。

この第Ⅲ期においては、高工のみならず、高校や高商も飛躍的にその数を増やした。如上的とおり、高校増設は「民意」を背景としたのに対して、高商は国家需要とも結びついていた。

国家需要にはまず貿易・殖民がある。明治期に設置された長崎・山口の両高商に加え、「高等諸学校創設及擴張計畫」によって新設された横浜高商には、いずれも1929年に貿易別科が加設されている。貿易別科は、中学校卒業生を主な対象に中国や南洋、それに南米と対象地域を限定し、当該地域の言語・文化・経済などを修業年限1年で学ばせる速成科である。関東大震災ともなう震災不況以降続く不況下においては内地人口の過剰がその足かせとなっていると考えられ、過剰人口を外地や海外に殖民させ、それを梃子に貿易拡大を目指すことが構想されていた。そのために必要な教育を施したり、殖民の監督をしたり、貿易に従事したりする人材の養成が高商に期待されていたのである。

また20世紀初頭に欧米に登場した経営経済学や工場生産の「科学的管理法」は日本にもすぐに受容され、経営学の萌芽を見ることとなる。その工業経営は高商教育のなかに取り入れられていたし、そうした教育の発展も期待されていたのである。

国家需要という観点で言えば、第Ⅲ期に新たなタイプの実業専門学校として誕生した高等商船学校も強くその影響を受ける学校であった。第Ⅴ期に文部省直轄学校の列に加えられた中等教育機関の商船学校を含め、これらはいずれも戦時には海軍の要員となるものを養成する教育機関であった。

1925年4月1日付勅令第80号による文部省直轄諸学校官制改正により、通信省から文部省に高等商船学校が移管され、東京商船学校として文部省直轄学校に加えられた後が、第Ⅳ期となる。

第Ⅳ期については前章までに詳述しなかった。それは、文部省直轄諸学校の列に加えられた学校数が少ないためである。東京高等商船が追記された1925年から1939年に高工7校が一気に追記されるまでの間に増えたのはわずか5校であった。

第Ⅳ期最初の新設校は、東京高等歯科医学校(1928年10月12日付勅令第239号(公布日施行)²⁵⁷⁾)である。『東京高等歯科醫學校一覽 昭和九年度』に掲載の「沿革略」によれば、文部省歯科医師試験附属病院(1916年10月1日設置)が母胎であり、臨時教育委員会の附帯決議で「歯科高等教育機關ヲ速ニ設置スルノ件」が可決となったことによって創立されたとある²⁵⁸⁾。したがって、「高等諸学校創設及擴張計畫」の一部とも言える。

²⁵⁷⁾ 1928年10月13日付『官報』第542号NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957003/1/1> アクセス日:2023年8月22日

²⁵⁸⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1466052/1/11> アクセス日:2023年8月22日

その後、農林水産業に関わる学校が相次いで文部省直轄学校となる。しかしながら、新設校はひとつもない。1929年5月30日付勅令第144号（同年6月1日施行）による改正で文部省直轄学校となったのは千葉高等園芸学校である²⁵⁹）。この学校の前身は専門学校令に従って1909年3月25日付文部省告示第97号によってその設置が認可された千葉県立園芸専門学校（のちに千葉県立高等園芸学校と改称）であり²⁶⁰）、千葉県から文部省に移管された。

その後、1935年3月31日付勅令第54号（公布日施行）による文部省直轄諸学校官制改正で東京高等農林学校と函館高等水産学校とが付け加えられた²⁶¹）。東京高等農林学校は東京大学農学部実科が、函館高等水産学校は北海道帝国大学附属水産専門部がそれぞれ、分離、独立した学校である。また、1937年3月31日付勅令第46号（同年4月1日施行）による改正で文部省直轄学校となった東京農業教育専門学校も²⁶²）、東京帝国大学農学部附属農業教員養成所が分離、独立した学校である。

新設校はひとつもないものの、五高工学部が分離、独立して高工となったのと同様に、分離、独立とは教育体制の強化の方向に向かうものと推察される。分離、独立の具体的な理由を示す史料はないものの、農林水産業にかかわる「國家有用ノ人物」養成強化の側面があったと考え

られる。

高農系の学校として第V期において唯一、設置されたのが、帯広高等獣医学校である²⁶³）。1939年から1940年にかけて、各地の高農で獣医学科の定員増（盛岡高農）、新設（鹿児島高農（1939年新設、1940年定員増）・鳥取高農・宇都宮高農・岐阜高農）、畜産学科より独立（宮崎高農）があり²⁶⁴）、その流れのなかで新設された学校と考えられる。後身にあたる帯広畜産大学の公式ウェブサイトに掲載された「設立の経緯」によれば、高農の誘致を目指していたなかで「戦火拡大に伴い、軍馬獣医師を養成する高等獣医学校の創設へと転換」したと記されており、これも国家需要に基づく学校であった。

帯広高等獣医学校の事例から遡ってみると、第IV期の高農系学校の増加・高等水産学校の誕生は、国家需要といっても食糧増産といった視点でおこなわれたものとは考えにくい。むしろ満洲を含めた「国防」を見据えた動きであり、第V期、すなわち戦時体制に繋がるものと考えられる。

東京高等歯科医学校が「高等諸学校創設及擴張計畫」の真の最後の学校であり、高農系学校の追加が戦時体制に繋がるものであったことを踏まえると、第IV期はまさに端境期であったといえる。

そして第V期はまさに戦時体制一色に染めら

²⁵⁹) 1929年5月31日付『官報』第724号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2957190/1/1> アクセス日：2023年8月22日

²⁶⁰) 1909年3月25日付『官報』第7721号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2951071/1/4> アクセス日：2023年8月22日

²⁶¹) 1935年4月1日付『官報』第2471号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2958950/1/4> アクセス日：2023年8月22日

²⁶²) 1937年3月31日付『官報』第3071号号外 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2959554/1/31> アクセス日：2023年8月22日

²⁶³) 1941年3月28日付勅令第276号（同年4月1日施行）1941年3月29日付『官報』第4266号 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2960764/1/2> アクセス日：2023年8月22日

²⁶⁴) 全国農業学校長協会編『日本農業教育史』農業図書刊行会、1941年、342-344頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1142481> アクセス日：2023年8月22日。なお、如上の東京高等農林学校にも獣医学科はあった。

れている。前章において触れることのなかった学校に東京高等体育学校がある。この学校は、1941年に帯広高等獣医学校と同時に文部省直轄学校に加えられた。前身は、1924年10月24日付勅令第250号「體育研究所官制」（公布日施行）により設置された体育研究所である²⁶⁵）。東京高等体育学校の設置は、1940年の教育審議会答申「専門學校に關する要綱」の第十二項において挙げられた「國民體育の重要性に鑑み體育専門學校の擴充整備を圖り體育指導者の養成に力むること」に対応したものと考えられる²⁶⁶）。これはまた兵士としての國民の育成を指導する人々を生み出す学校であった。

第IV期を端境期として、第V期はそれまでの流れを大きく転換するものであった。第I期から第III期、あるいは東京高等歯科医学校設置までは、高工優位であったものの、文部省直轄諸学校を校種を限定せずに新設する方向で動いていた。国家発展の志向し、あるいは国家発展の結果としての文部省直轄学校の増設であった。しかしながら、第V期の増加は、高工・医専は新設するものの、既存の学校を文部省の、国家の直轄下に置くことがおこなわれたのである。それは、「國防」のためであり、戦争遂行のためであった。

²⁶⁵) 1924年10月25日付『官報』第3653号 NDLD <https://dl.ndl.go.jp/pid/2955801/1/1> アクセス日：2023年8月22日

²⁶⁶) 「高等教育に關する教育審議会答申」、4頁。

表：横浜高等商業学校卒業生卒業一年後の就業業種

卒業回次	卒業年月	銀行 信託	証券 投資 拓殖	商事	保険	通信 運輸	重工業	その他 工業	鉱業	電力 電灯 瓦斯	土木 建築	水産	その他	計
1	1927/03	21	0	18	8	6	5	8	1	2	1	0	0	70
		30.0%	0.0%	25.7%	11.4%	8.6%	7.1%	11.4%	1.4%	2.9%	1.4%	0.0%	0.0%	
		47		67.1%		23			32.9%					
2	1928/03	18	3	33	5	9	4	15	2	3	1	0	1	94
		19.1%	3.2%	35.1%	5.3%	9.6%	4.3%	16.0%	2.1%	3.2%	1.1%	0.0%	1.1%	
		59		62.8%		34			36.2%					
3	1929/03	12	2	30	14	4	3	17	0	4	0	0	1	87
		13.8%	2.3%	34.5%	16.1%	4.6%	3.4%	19.5%	0.0%	4.6%	0.0%	0.0%	1.1%	
		58		66.7%		28			32.2%					
4	1930/03	10	2	34	19	2	6	10	2	4	1	0	4	94
		10.6%	2.1%	36.2%	20.2%	2.1%	6.4%	10.6%	2.1%	4.3%	1.1%	0.0%	4.3%	
		65		69.1%		25			26.6%					
5	1931/03	12	1	22	20	3	1	17	0	0	3	0	5	84
		14.3%	1.2%	26.2%	23.8%	3.6%	1.2%	20.2%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	6.0%	
		55		65.5%		24			28.6%					
6	1932/03	8	3	24	13	4	3	11	1	3	2	0	5	77
		10.4%	3.9%	31.2%	16.9%	5.2%	3.9%	14.3%	1.3%	3.9%	2.6%	0.0%	6.5%	
		48		62.3%		24			31.2%					
7	1933/03	21	1	32	11	3	5	20	2	2	1	1	4	103
		20.4%	1.0%	31.1%	10.7%	2.9%	4.9%	19.4%	1.9%	1.9%	1.0%	1.0%	3.9%	
		65		63.1%		34			33.0%					
8	1934/03	21	2	39	13	6	8	14	3	2	0	0	1	109
		19.3%	1.8%	35.8%	11.9%	5.5%	7.3%	12.8%	2.8%	1.8%	0.0%	0.0%	0.9%	
		75		68.8%		33			30.3%					
9	1935/03	15	1	39	5	6	10	27	3	6	1	0	3	116
		12.9%	0.9%	33.6%	4.3%	5.2%	8.6%	23.3%	2.6%	5.2%	0.9%	0.0%	2.6%	
		60		51.7%		53			45.7%					
10	1936/03	20	0	42	4	1	12	21	3	4	1	1	1	110
		18.2%	0.0%	38.2%	3.6%	0.9%	10.9%	19.1%	2.7%	3.6%	0.9%	0.9%	0.9%	
		66		60.0%		43			39.1%					
11	1937/03	16	2	37	11	9	19	38	7	3	2	0	2	146
		11.0%	1.4%	25.3%	7.5%	6.2%	13.0%	26.0%	4.8%	2.1%	1.4%	0.0%	1.4%	
		66		45.2%		78			53.4%					
12	1938/03	19	4	22	10	5	25	34	8	2	0	2	1	132
		14.4%	3.0%	16.7%	7.6%	3.8%	18.9%	25.8%	6.1%	1.5%	0.0%	1.5%	0.8%	
		55		41.7%		76			57.6%					
13	1939/03	20	6	26	11	3	32	23	13	2	2	0	0	138
		14.5%	4.3%	18.8%	8.0%	2.2%	23.2%	16.7%	9.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	
		63		45.7%		75			54.3%					
14	1940/03	13	2	26	4	7	46	23	11	2	0	0	0	134
		9.7%	1.5%	19.4%	3.0%	5.2%	34.3%	17.2%	8.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
		45		33.6%		89			66.4%					
15	1941/03	19	1	20	6	4	40	23	12	0	0	2	0	127
		15.0%	0.8%	15.7%	4.7%	3.1%	31.5%	18.1%	9.4%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	
		46		36.2%		81			63.8%					
16	1941/12	18	5	8	4	4	44	26	11	0	1	0	0	121
		14.9%	4.1%	6.6%	3.3%	3.3%	36.4%	21.5%	9.1%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	
		35		28.9%		86			71.1%					
17	1942/09	18	6	16	6	7	61	30	9	1	0	1	3	158
		11.4%	3.8%	10.1%	3.8%	4.4%	38.6%	19.0%	5.7%	0.6%	0.0%	0.6%	1.9%	
		46		29.1%		109			69.0%					

典拠：『横浜高等商業学校二十年史』横浜高等商業学校、1943年、225-226頁。